

広島市報

定期第1042号
平成29年3月31日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例(第1号)..... 3
- 広島市森林公園条例等の一部を改正する条例(第2号).....12
- 広島市介護保険条例の一部を改正する条例(第3号).....12
- 広島市立学校条例の一部を改正する条例(第4号).....12

規 則

- 広島市公園条例施行規則の一部を改正する規則(第1号).....13

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更.....13
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....13
- 介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....13
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定.....14
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し.....14
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し.....14
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定の一部の効力停止.....14
- 道路整備特別措置法による道路の区域決定.....14
- 出納員の事務の一部委任.....15
- 平成29年第1回広島市議会定例会の招集.....15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....15

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止.....15
- 路上駐車場の休止.....15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新 2件.....15
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出.....16
- 市営住宅等附設駐車場の区画の廃止.....17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止.....17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....17
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....18
- 開発行為に関する工事の完了.....24
- 自転車等の所有権の取得.....24
- 出納員の事務の一部委任 2件.....24
- 開発行為に関する工事の完了.....25
- 公共下水道の供用開始.....25
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場の下水の処理開始.....25
- 農業集落排水処理施設の供用開始.....26
- 広島市公共下水道築造事業計画の変更.....26
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....26
- 広島農業振興地域整備計画の変更.....26
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....26

○道路法による市道の路線の廃止.....	27	○放置自転車等の撤去（西区） 6件.....	33
○道路法による市道の路線の認定.....	27	○建築基準法による道路の位置の指定（西区）.....	34
○道路の区域決定.....	27	○放置自転車等の撤去（西区）.....	34
○道路の供用開始.....	27	○路線名等を定める法定外公共物の指定（安 佐南区）.....	34
○平成29年度の路面復旧監督費の単価を定 める.....	28	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区）.....	34
○開発行為に関する工事の完了.....	28	○市街化区域内の水路の廃止（安佐南区）.....	34
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の 廃止.....	28	○コンサルトタウン山本建築協定の協定書 の縦覧（安佐南区）.....	34
○介護保険法による指定居宅サービス事業及 び指定介護予防サービス事業の廃止.....	29	○コンサルトタウン山本建築協定の公開に よる聴聞会の開催（安佐南区）.....	35
○介護保険法による指定地域密着型サービス 事業及び指定地域密着型介護予防サービス 事業の廃止.....	29	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区）.....	35
○放置自転車等の撤去（中区）.....	29	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃 止（安佐南区）.....	35
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	29	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐南区）.....	35
○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....	29	○道路の区域変更（安佐南区）.....	35
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	30	○道路の供用開始（安佐南区）.....	35
○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....	30	○住居表示実施区域内の街区の区域変更（安 佐北区）.....	36
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	30	○戸石自治会の変更（安佐北区）.....	38
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....	30	○山田自治会の変更（安佐北区）.....	38
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	30	○上町屋二区町内会の変更（安佐北区）.....	38
○放置自転車等の撤去（中区）.....	31	○放置自転車等の撤去（安佐北区）.....	38
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	31	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐北区）.....	38
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....	31	○市街化区域内の水路の廃止（安佐北区）.....	38
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	31	○道路の区域変更（安芸区）.....	39
○放置自転車等の撤去（中区） 4件.....	31	○道路の供用開始（安芸区）.....	39
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	31	○道路の区域変更（安芸区）.....	39
○放置自転車等の撤去（中区）.....	32	○道路の供用開始（安芸区）.....	39
○道路の区域決定（東区）.....	32	○放置自転車等の撤去（安芸区）.....	40
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....	32	○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....	40
○放置自転車等の撤去（東区） 2件.....	32	○道路の区域変更（安芸区）.....	40
○放置自転車等の撤去（南区） 4件.....	32	○道路の供用開始（安芸区）.....	40
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....	33	○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....	40
○放置自転車等の撤去（南区） 3件.....	33	○道路の区域変更（佐伯区）.....	40
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....	33	○道路の供用開始（佐伯区）.....	40
○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....	33	○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....	41
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....	33	○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐 伯区）.....	41
		○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....	41
		○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐 伯区）.....	41

公 告

○都市再開発法による市街地再開発組合の事業計画の変更の認可.....41

区 選 管 告 示

○公職選挙法による平成29年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（中区）.....41

○公職選挙法による平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（中区）.....42

○公職選挙法による平成29年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（東区）.....42

○公職選挙法による平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（東区）.....42

○公職選挙法による平成29年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（南区）.....42

○公職選挙法による平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（南区）.....42

○公職選挙法による平成29年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（西区）.....43

○公職選挙法による平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（西区）.....43

○公職選挙法による平成29年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安佐南区）.....43

○公職選挙法による平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安佐南区）.....43

○安佐南区の投票区の設置の告示中表の一部変更（安佐南区）.....43

○公職選挙法による平成29年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安佐北区）.....43

○公職選挙法による平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏

名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安佐北区）.....44

○公職選挙法による平成29年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安芸区）.....44

○公職選挙法による平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安芸区）.....44

○公職選挙法による平成29年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（佐伯区）.....44

○公職選挙法による平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（佐伯区）.....44

教育委員会告示

広島市教育委員会議（定例会）の開催 2件.....44

監 査 公 表

平成28年度包括外部監査人の監査結果に関する報告の公表.....45
監査の結果（指摘事項）に対する措置事項の公表.....45

条 例

広島市条例第1号

平成29年2月27日

県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

（広島市職員定数条例の一部改正）

第1条 広島市職員定数条例（昭和26年3月30日広島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「1,151人」を「6,802人」に改め、同条中「9,251人」を「14,902人」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「特殊勤務手当」に右に「へき地手当（これに準ずる手当を含む。）」を加える。

第3条第1項第3号に次のように加える。

エ 教育職給料表(4)

オ 教育職給料表(5)

第 12 条の 3 を第 12 条の 5 とし、第 12 条の 2 を第 12 条の 4 とし、第 12 条の次に次の見出し及び 2 条を加える。

(へき地手当等)

第 12 条の 2 へき地手当は、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（同条に規定する共同調理場をいう。以下同じ。）（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員に対して、支給する。

2 へき地手当の月額、へき地手当を支給される者の給料及び扶養手当の月額の合計額に、100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 へき地手当は、地域手当の額の限度において、支給しない。

4 へき地学校等は、へき地教育振興法施行規則（昭和 34 年文部省令第 21 号）で定める基準を参酌して規則で指定する。

5 前各項に規定するもののほか、へき地手当の支給に関して必要な事項は、規則で定める。

第 12 条の 3 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場（以下「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又はへき地教育振興法施行規則で定める基準を参酌して規則で指定する学校等（以下「特地学校」という。）に該当するときは、当該職員には、へき地手当に準ずる手当を支給する。

2 新たにへき地学校等又は特地学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、へき地手当に準ずる手当を支給する。

3 へき地手当に準ずる手当の月額、へき地手当に準ずる手当を支給される者の給料及び扶養手当の月額の合計額に、100分の2を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

4 前3項に規定するもののほか、へき地手当に準ずる手当の支給に関して必要な事項は、規則で定める。

第 20 条の 3 第 1 項を次のように改める。

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員には、規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

第 20 条の 3 第 2 項中「2 万 2 0 0 0 円」を「8, 0 0 0 円」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「第 1 項」の右に「及び前項」を、「主幹教諭」の右に「指導教諭」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員には、第 1 項に規定する教育職員と

の権衡上必要と認められる範囲内において、規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

第 20 条の 5 第 2 項中「及び第 11 条の 3」を「第 11 条の 3、第 12 条の 2 及び第 12 条の 3」に改め、同条第 3 項中「第 12 条の 2、第 12 条の 3」を「第 12 条の 4、第 12 条の 5」に改める。

第 22 条第 2 項中「されたとき」の右に「（教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 14 条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和 32 年法律第 117 号）本則の規定の適用を受ける場合を除く。）」を加える。

附則第 7 項を次のように改める。

7 平成 29 年 4 月 1 日（以下「移譲日」という。）の前日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年広島県条例第 59 号）附則第 3 条の規定による給料の支給を受けていた給与負担等移譲職員（同日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 28 年広島県条例第 49 号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。）の適用を受ける職員であつた者であつて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）第 5 条の規定の施行に伴い、引き続き移譲日にこの条例の適用を受けることとなつたものをいう。以下同じ。）のうち、移譲日に別表第 3 の教育職給料表(4)又は教育職給料表(5)の適用を受けることとなつた者で、移譲日以後に受けるべき給料月額（以下この項において「移譲後給料月額」という。）が移譲日の前日において受けていた給料月額及び当該給料の額の合計額（以下この項において「移譲日直前給料月額等」という。）に達しないこととなるもの（人事委員会が定める職員を除く。）の平成 32 年 3 月 31 日までの給料月額は、移譲後給料月額に、移譲日直前給料月額等と移譲後給料月額との差額に相当する額を加えた額とする。

附則に次の 7 項を加える。

8 移譲日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員であつて、移譲日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に別表第 3 の教育職給料表(4)又は教育職給料表(5)の適用を受けることとなつた者について、前項の規定の適用を受ける給与負担等移譲職員との権衡上必要があると認められるときは、当該適用を受けることとなつた者の移譲日から同月 31 日までの給料月額について、人事委員会が定めるところにより、同項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。

9 移譲日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に新たに別表第 3 の教育職給料表(4)又は教育職給料表(5)の適用を受けることとなつた職員（給与負担等移譲職員及び前項に規定する職員を除く。）について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該適用を受けることとなつた職員の移譲日から同月 31 日までの給料月額について、人事委員会が定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、必要な調整を行うことがで

きる。

10 移譲日の前日において給与負担等移譲職員が市町立学校職員給与等条例第2条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）第11条第1項の規定により任命権者に届け出ている扶養親族であつて、移譲日において引き続き第10条第2項に規定する扶養親族としての要件に該当する者については、移譲日において一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年広島市条例第44号）附則第4項（同条例附則第5項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定により読み替えて適用する第11条第1項の規定による任命権者への届出があつたものとみなす。

11 期末手当（期末手当の支給基準日が平成29年6月1日であるものに限る。）であつて、給与負担等移譲職員に係るものについての第19条の規定の適用については、同条第2項中「在職期間」とあるのは、「在職期間（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の適用を受ける職員としての在職期間を含む。））」とする。

12 給与負担等移譲職員の市町立学校職員給与等条例の適用を受ける職員としての在職期間についての第19条の2及び第19条の3（これらの規定を第20条第4項及び第22条第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「在職期間中」とあるのは、「在職期間（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の適用を受ける職員としての在職期間を含む。）中」とする。

13 勤勉手当（勤勉手当の支給基準日が平成29年6月1日であるものに限る。）であつて、給与負担等移譲職員に係るものについての第20条（第4項を除く。）の規定の適用については、同条第1項中「勤務成績」とあるのは、「勤務成績（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の適用を受ける職員としての勤務成績を含む。））」とする。

14 移譲日前に地方公務員法第28条第2項第1号に該当して移譲日以後の期間を含む期間につき休職を命ぜられた給与負担等移譲職員であつて、移譲日の前日における当該休職の期間の開始の日からの年数が1年を超え2年未満である者に対する第22条第3項の規定の適用については、同項中「満1年」とあるのは、「満2年」とする。
別表第3に次の2表を加える。

エ 教育職給料表(4)

職員の区分	職務の級号	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400

5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
25	202,400	249,800	316,500	376,700	458,500
26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
38	224,400	279,500	344,700	399,500	
39	226,200	281,400	346,900	400,900	
40	228,000	283,400	349,000	402,300	
41	229,700	285,200	351,100	404,000	
42	231,400	287,600	353,200	405,400	
43	233,000	289,900	355,200	406,700	
44	234,600	292,400	357,300	408,200	
45	236,200	294,500	359,200	409,800	
46	237,600	297,000	361,200	411,100	
47	238,900	299,300	363,200	412,600	
48	240,100	302,000	365,200	414,200	
49	241,600	304,400	366,900	415,900	
50	243,100	306,800	368,700	417,300	
51	244,300	309,300	370,600	418,900	
52	245,800	311,600	372,600	420,400	
53	247,000	313,900	374,500	422,100	
54	248,200	316,100	376,300	423,600	
55	249,600	318,200	378,100	425,200	

備考

- 1 この表は、特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1		155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
2		156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
3		158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
4		159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
5		161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
6		163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
7		165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
8		166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
9		168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
10		170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
11		172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
12		174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
13		176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
14		179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
15		181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
16		183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
17		185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
18		188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
19		190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
20		193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
21		195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
22		197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
23		199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
24		200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
25		202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
26		204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
27		205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
28		207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
29		208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
30		210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
31		212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
32		213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
33		215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
34		217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
35		218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
36		220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
37		222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
38		223,700	252,300	344,200	368,800	
39		225,400	254,800	346,200	370,300	

40	227,100	257,100	348,100	371,900	
41	228,700	259,800	349,900	373,100	
42	230,400	262,200	351,700	374,500	
43	232,000	264,400	353,500	375,900	
44	233,600	266,600	355,200	377,400	
45	235,300	268,800	357,000	378,900	
46	236,800	271,000	358,700	380,500	
47	238,200	273,200	360,200	382,100	
48	239,600	275,200	361,800	383,600	
49	241,000	277,500	363,100	385,000	
50	242,400	279,500	364,600	386,500	
51	243,900	281,400	366,200	388,000	
52	245,100	283,400	367,800	389,400	
53	246,200	285,200	369,300	390,600	
54	247,600	287,600	370,800	391,900	
55	248,800	289,900	372,300	393,000	
56	250,000	292,400	373,800	394,100	
57	251,200	294,500	375,300	395,500	
58	252,400	297,000	376,700	396,700	
59	253,500	299,300	378,100	397,900	
60	254,700	302,000	379,400	399,200	
61	256,100	304,400	380,300	400,400	
62	257,300	306,800	381,500	401,400	
63	258,500	309,300	382,700	402,800	
64	259,400	311,600	383,800	404,100	
65	260,400	313,900	384,700	405,300	
66	261,800	316,100	385,900	406,400	
67	263,200	318,200	386,900	407,600	
68	264,700	320,400	388,000	408,700	
69	266,300	322,600	389,200	409,700	
70	267,800	324,700	390,200	410,900	
71	269,300	326,900	391,300	412,100	
72	270,700	328,900	392,500	413,300	
73	271,800	331,000	393,500	413,900	
74	273,000	333,100	394,600	414,700	
75	274,300	335,300	395,700	415,400	
76	275,500	337,500	396,800	415,900	
再任用職員以外の職員	77	276,900	339,300	397,700	416,200
	78	278,000	341,200	398,600	416,600
	79	279,200	343,100	399,600	417,000
	80	280,400	344,900	400,600	417,400
	81	281,600	346,700	401,400	417,700
	82	282,500	348,500	402,200	418,100
	83	283,700	350,100	402,900	418,500
	84	284,900	351,900	403,700	418,800
	85	285,900	353,200	404,400	419,100
	86	286,800	354,800	405,200	419,500
	87	287,700	356,300	405,900	419,900
	88	288,700	357,800	406,600	420,200
	89	289,800	359,200	407,200	420,500
	90	290,700	360,500	407,900	420,800

91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	
95	294,300	367,400	410,200	
96	295,100	368,600	410,500	
97	295,900	369,600	410,800	
98	296,700	370,600	411,100	
99	297,500	371,600	411,400	
100	298,200	372,600	411,600	
101	299,100	373,500	411,800	
102	299,600	374,500	412,100	
103	300,100	375,500	412,400	
104	300,600	376,500	412,600	
105	300,800	377,300	412,800	
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900	414,100	
111	302,400	382,900	414,400	
112	302,700	383,900	414,600	
113	302,900	384,500	414,800	
114	303,100	385,400	415,100	
115	303,300	386,300	415,400	
116	303,600	387,200	415,600	
117	303,900	388,000	415,800	
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		
133		398,100		
134		398,400		
135		398,700		
136		399,000		
137		399,300		
138		399,600		
139		399,900		
140		400,200		
141		400,500		

	142		400,800			
	143		401,100			
	144		401,400			
	145		401,600			
	146		401,900			
	147		402,200			
	148		402,400			
	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考

- この表は、小学校及び中学校並びにこれらに準ずるもの（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）で人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6ウの表中「後期課程の講師」を「講師」に、「2 高等学校、中等教育学校の後期課程」を「2 高等学校、中等教育学校」に、「後期課程の教諭」を「教諭」に、「業務を行う高等学校、中等教育学校の後期課程及び」を「業務を行う、高等学校及び中等教育学校の講師又は実習助手並びに」に、「後期課程の主幹教諭」を「主幹教諭」に、「後期課程の教頭」を「教頭」に、「の校長」を「及び中等教育学校の校長」に改め、別表第6エの表中「**幼稚園の教諭又は養護教諭の職務**」を

「**1 幼稚園の教諭又は養護教諭の職務**
2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う幼稚園の講師の職務」に改め、別表第6中

キの表をケの表とし、カの表をクの表とし、オの表をキの表とし、エの表の次に次の2表を加える。

オ 教育職給料表(4) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	特別支援学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	1 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う特別支援学校の講師の職務

特2級	特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
3級	特別支援学校の教頭の職務
4級	特別支援学校の校長の職務

カ 教育職給料表(5) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校及び中学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	1 小学校及び中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う小学校及び中学校の講師の職務
特2級	小学校及び中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
3級	小学校及び中学校の教頭の職務
4級	小学校及び中学校の校長の職務

(高等学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 高等学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年広島市条例第106号)の一部を次のように改正する。

題名中「高等学校等」を「広島市立義務教育諸学校等」に改める。

第1条中「市立高等学校、市立中等教育学校の後期課程、市立特別支援学校の高等部又は市立幼稚園」を「市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園」に改める。

第2条中「主幹教諭」の右に「指導教諭」を、「養護教諭」の右に「栄養教諭」を加える。

第3条第1項中「又は教育職給料表(3)」を「から教育職給料表(5)まで」に改める。

第4条第1号中「第12条の3」を「から第12条の5まで」に、「第22条」を「及び第22条」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和26年8月11日広島市条例第21号。第22条の3の規定に限る。)

第6条第2項第1号中「生徒(幼児を含む。)」を「校外実習その他生徒」に改め、同項第2号中「学校行事」を「修学旅行その他学校の行事」に改め、同項第3号中「教職員会議」を「職員会議(教育委員会の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)」に改め、同項第4号中「非常災害等」を「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和26年8月11日広島市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

(15) 多学年学級担当教育職員の特殊勤務手当

(16) 夜間学級担当教育職員の特殊勤務手当

第22条第1項中「高等学校」を「小学校、中学校、高等学校」に改め、「の後期課程」を削り、「の高等部に所属する」を「に所属する」に改め、「広島市条例第62号」の右に「。以下「給与条例」という。」を、「教育職給料表(2)」の右に「、教育職給料表(4)又は教育職給料表(5)」を、「特2級」の右に「(第9号及び第10号に掲げる業務にあつては、1級から4級まで)」を加え、同項第1号中「生徒」を「児童若しくは生徒」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「生徒」を「児童又は生徒」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 特別支援学校における児童又は生徒に対する特別支援教育義務

(10) 小学校、中学校若しくは中等教育学校(前期課程に限る。以下この号において同じ。)における特別支援学級の児童若しくは生徒に対する特別支援教育業務又はこれらの学校における学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する特別の指導を行う必要がある児童若しくは生徒に対する特別支援教育業務

第22条第2項中「6,500円」を「1万8,900円」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(多学年学級担当教育職員の特殊勤務手当)

第22条の2 多学年学級担当教育職員の特殊勤務手当は、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒をもつて編制された学級を担当し、かつ、当該学級における授業又は指導に従事する職員で市長の定めるものに対して支給する。

2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき350円の範囲内で市長が定める。

(夜間学級担当教育職員の特殊勤務手当)

第22条の3 夜間学級担当教育職員の特殊勤務手当は、午後のみにおいて授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)を置く中学校の校長(本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。)及び教員(本務として当該中学校の教頭の職にある者並びに夜間学級における教育に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に限る。)で市長の定めるものに対して支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1か月につき当該職員の給料月額100分の6(給与条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して、100分の4の範囲内で市長の定める割合)に相当する額とする。

第23条第1項中「高等学校又は」を「小学校、中学校、高等学校、」に、「の後期課程」を「又は特別支援学校」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年広島市条例第62号)の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

15 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)から平成32年3月31日までの間は、給与負担等移譲職員(移譲

日の前日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。）の適用を受ける職員であつた者であつて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き移譲日に一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）の適用を受けることとなつたものをいう。以下同じ。）が定年に達したことにより退職した場合において、この条例（この項を除く。）その他の退職手当の支給に関する本市の条例又はこれらに基づく規則等（以下「退職手当条例等」という。）の規定により計算した退職手当の額（以下「移譲後退職手当額」という。）が、その者が移譲日の前日に定年に達したことにより退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、市町立学校職員給与等条例第2条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例（昭和29年広島県条例第2号）その他の同日における退職手当の支給に関する広島県の条例又はこれらに基づく規則等の規定により計算した退職手当の額（以下「移譲前退職手当額」という。）に達しないときは、退職手当条例等の規定にかかわらず、移譲後退職手当額と、移譲前退職手当額と移譲後退職手当額との差額に相当する額に次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額との合計額をもつて、その者の退職手当の額とする。

- (1) 移譲日から平成30年3月31日までの間に定年に達した場合 4分の3
- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に定年に達した場合 4分の2
- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に定年に達した場合 4分の1

16 移譲日前に市町立学校職員給与等条例第2条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）第16条の規定による第2号介護休暇（同条例第14条第3項に規定する第2号介護休暇をいう。）の承認を受けた給与負担等移譲職員に対する第7条第4項の規定の適用については、同項中「準ずる事由又は」とあるのは「準ずる事由、」と、「規定による配偶者同行休業」とあるのは「規定による配偶者同行休業又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）第2条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）第16条の規定により承認を受けた第2号介護休暇（同条例第14条第3項に規定する第2号介護休暇をいう。））」とする。

17 給与負担等移譲職員に対する第13条から第15条まで及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「引き続きいた在職期間中」とあるのは、「引き続きいた在職期間（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関す

る条例（昭和28年広島県条例第49号）第2条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例（昭和29年広島県条例第2号）の適用を受ける職員としての引き続きいた在職期間を含む。）中」とする。

18 移譲日から平成32年3月31日までの間に退職した者のうち、一般職の職員の給与に関する条例附則第7項から第9項までの規定の適用を受けていた者のこの条例による給料月額、これらの規定の適用がないものとした場合におけるその者の給料月額とする。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第6条 職員の分限に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則第3項を次のように改める。

3 給与負担等移譲職員（平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の適用を受ける職員であつた者であつて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き移譲日に一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）の適用を受けることとなつたものをいう。）に対する第9条の規定の適用については、同条第1項中「禁錮」とあるのは「禁錮（同号に該当するに至つた事由が平成29年4月1日前に発生した交通事故に起因するものである場合にあつては、禁錮以上）」と、「公務中」とあるのは「公務中（同日前に発生した交通事故にあつては、公務中又は通勤途上）」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

附則第4項を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年広島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3条を次のように改める。

第3条 平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）前に外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年広島県条例第3項）第2条第1項の規定により派遣された給与負担等移譲職員（移譲日の前日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の適用を受ける職員であつた者であつて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き移譲日に一般職の職員の給与に関する条例の適用を受けることとなつたものをいう。）については、その者を派遣職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合にお

いて、分限条例第2条第2項及び職員の公務災害等の休業補償に関する条例（昭和42年広島市条例第46号）第4条第1項中「者を含む」とあるのは、「者及び同条例附則第3条の規定により派遣職員とみなされた者を含む」とする。

附則第4条及び第5条を削る。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の7項を加える。

- 2 給与負担等移譲職員（平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。）の適用を受ける職員であつた者であつて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き移譲日に給与条例の適用を受けることとなつたものをいう。以下同じ。）について、移譲日前において市町立学校職員給与等条例第2条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号。以下「県勤務時間等条例」という。）第5条の規定により行われた移譲日以後の日についての週休日の振替等については、この条例第5条の規定により行つた週休日の振替等とみなす。
- 3 給与負担等移譲職員について、移譲日前において市町立学校職員給与等条例第2条の規定によりその例によることとされる県勤務時間等条例第7条の2第1項の規定により指定された移譲日以後の日についての時間外勤務代休時間については、この条例第8条の2第1項の規定により指定した代休時間とみなす。
- 4 給与負担等移譲職員について、移譲日前において市町立学校職員給与等条例第2条の規定によりその例によることとされる県勤務時間等条例第10条第1項の規定により指定された移譲日以後の日についての代休日については、この条例第10条第1項の規定により指定した代休日とみなす。
- 5 平成29年度における給与負担等移譲職員に対するこの条例第12条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「20日」とあるのは、「平成29年3月31日を経過する時における当該職員の県年次有給休暇（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）第12条第1項に規定する年次有給休暇をいい、同条第2項の規定により平成28年から繰り越されたものを含む。）の残日数に相当する日数に5日を加えた日数」とする。
- 6 給与負担等移譲職員に係る特別休暇（給与負担等移譲職員が移譲日前において市町立学校職員給与等条例第2条の規定によりその例によることとされる県勤務時間等条例第16条の規定により承認を受けた移譲日以後の日についての県特別休暇（県勤務時間等条例第13条に規定する特別休暇をい

う。）を含む。）に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

7 給与負担等移譲職員が移譲日前において市町立学校職員給与等条例第2条の規定によりその例によることとされる県勤務時間等条例第16条の規定により承認を受けた第1号介護休暇（県勤務時間等条例第14条第1項第2号に規定する第1号介護休暇をいう。）は、この条例第17条の規定により承認を受けた介護休暇とみなす。

8 前項の規定により承認を受けたものとみなされる介護休暇に係る期間その他当該介護休暇の取扱いに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第9条 職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例（平成27年広島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）前に職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年広島県条例第1号）第2条の規定により自己啓発等休業の承認を受けた給与負担等移譲職員（移譲日の前日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の適用を受ける職員であつた者であつて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き移譲日に一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）の適用を受けることとなつたものをいう。以下同じ。）については、その者をこの条例第2条の規定により自己啓発等休業の承認を受けた職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、職員の分限に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第16号）第2条第2項中「自己啓発等休業をした職員」とあるのは「自己啓発等休業をした職員（同条例附則第2項の規定により自己啓発等休業の承認を受けた職員とみなされた者を含む。）」と、職員の退職手当に関する条例第7条第4項中「規定による自己啓発等休業」とあるのは「規定による自己啓発等休業（同条例附則第2項の規定により承認をしたものとみなされた自己啓発等休業を含む。）」とする。
- 3 移譲日前に職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年広島県条例第2号）第2条の規定により配偶者同行休業の承認を受けた給与負担等移譲職員については、その者をこの条例第12条の規定により配偶者同行休業の承認を受けた職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、職員の分限に関する条例第2条第2項中「配偶者同行休業をした職員」とあるのは「配偶者同行休業をした職員（同条例附則第3項の規定により配偶者同行休業の承認を受けた職員とみなされた者を含む。）」と、職員の退職手当に関する条例第7条第4項中「規定による配偶者同行休業」とある

のは「規定による配偶者同行休業（同条例附則第3項の規定により承認をしたものとみなされた配偶者同行休業を含む。）とする。

附則第4項及び第5項を削る。

（広島市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第10条 広島市職員等の旅費に関する条例（昭和27年広島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「採用された職員」の右に「のうち、市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続き職員となつたものその他市長が定めるもの」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
2 一般職の職員の給与に関する条例は、広島市立学校条例の一部を改正する条例（平成29年広島市条例第4号）によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

広島市条例第2号

平成29年2月27日

広島市森林公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市森林公園条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「及び中型自動車」の右に「並びに準中型自動車（車両総重量が5,000キログラム以上のもの又は最大積載量が3,000キログラム以上のものに限る。）」を加え、

「普通自動車」を「準中型自動車（車両総重量が5,000キログラム未満かつ最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る。）及び普通自動車」に改め、「中型自動車」の右に「準中型自動車」を、「中型自動車」の右に「準中型自動車」を加える。

- (1) 広島市森林公園条例（平成元年広島市条例第43号）別表第3
(2) 広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）別表第2
(3) 広島市安佐動物公園条例（昭和46年広島市条例第13号）別表第2

附 則

この条例は、平成29年3月12日から施行する。

広島市条例第3号

平成29年2月27日

広島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市介護保険条例の一部を改正する条例

広島市介護保険条例（平成12年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、第18号の次に次の2号を加える。

Table with 3 columns: Item No., Description, Amount. Row 19: 法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の申請に対する審査, 10,000円. Row 20: 法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新の申請に対する審査, 10,000円.

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 第19号に掲げる事務については、異なる2の基準に基づく第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下この備考において同じ。）を一体的に行う事業所について、当該第1号訪問事業を行う者が異なる2の基準に基づく第1号訪問事業に係る指定の申請を同時に行う場合又は異なる2の基準に基づく第1号通所事業（同号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下この備考において同じ。）を一体的に行う事業所について、当該第1号通所事業を行う者が異なる2の基準に基づく第1号通所事業に係る指定の申請を同時に行う場合は、これらの申請は、1件の申請とみなす。
2 第20号に掲げる事務については、異なる2の基準に基づく第1号訪問事業を一体的に行う事業所について、当該第1号訪問事業を行う者が異なる2の基準に基づく第1号訪問事業に係る指定の更新の申請を同時に行う場合又は異なる2の基準に基づく第1号通所事業を一体的に行う事業所について、当該第1号通所事業を行う者が異なる2の基準に基づく第1号通所事業に係る指定の更新の申請を同時に行う場合は、これらの申請は、1件の申請とみなす。

附 則

この条例は、平成29年3月1日から施行する。

広島市条例第4号

平成29年2月27日

広島市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市立学校条例の一部を改正する条例

広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(4)の表広島市立大手町商業高等学校の項の次に次のように加える。

Table with 3 columns: School Name, System, Address. Row 1: 広島市立広島みらい創生高等学校, 定時制及び通信制, 広島市中区大手町四丁目

附則に次の1項を加える。

5 広島市立広島みらい創生高等学校の授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項については、第3条から第4条の2まで及び第5条から第7条までの規定にかかわらず、この条例の改正条例による改正後のこの条例又は別に定める条例による。

附則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「、定時制の課程」の右に「（夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。）」を加える。

規則

広島市規則第1号

平成29年2月27日

広島市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市公園条例施行規則の一部を改正する規則

広島市公園条例施行規則（昭和39年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の2中「、駐車することのできる」を「駐車することができる準中型自動車（車両総重量が5,000キログラム未満かつ最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る。）及び」に改める。

附則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

告示

広島市告示第37号

平成29年2月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 変更年月日. Row 1: クローバー訪問看護ステーション, (新) 広島市佐伯区海老山町7-10, 平成28年12月11日. Row 2: (旧) 広島市佐伯区旭園5-8.

広島市告示第38号

平成29年2月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年2月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows: 株式会社希翼 (居宅介護支援事業所絵手がみ), 株式会社たなか福祉サービス (いろは).

広島市告示第39号

平成29年2月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、介護保険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年2月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows: ヘルパーステーション高山株式会社 (ヘルパーステーション高山), ヘルパーステーション高山株式会社 (ヘルパーステーション高山), アイエルエス株式会社 (訪問ナースステーションメビウスの輪), 株式会社オフィス心絆 (こころねデイサービスセンター), 株式会社広の島 (リハビリデイサービス古江のひまわり).

株式会社広の島	リハビリデイサービス古江のひまわり	広島市西区古江東町5番26号	介護予防通所介護
そらメディカルケア株式会社	機能訓練デイそらメディカルケア大町	広島市安佐南区大町東一丁目2番7号	介護予防通所介護
特定非営利活動法人いい介護研究会	生活リハビリデイおおまち	広島市安佐南区大町東三丁目29番3号	介護予防通所介護
社会福祉法人三篠会	特別養護老人ホームひうな荘	広島市南区日宇那町30番1号	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

広島市告示第40号

平成29年2月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年2月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社ニックス	ニックス安芸ヘルパー・ナース24	広島市安芸区船越南二丁目6番6号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
株式会社ニックス	ニックス佐伯ヘルパー・ナース24	広島市佐伯区三筋一丁目10番27号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
株式会社オフィス心絆	こころねデイサービスセンター	広島市中区江波栄町11番27号アテリア1階	地域密着型通所介護
そらメディカルケア株式会社	機能訓練デイそらメディカルケア大町	広島市安佐南区大町東一丁目2番7号	地域密着型通所介護
特定非営利活動法人いい介護研究会	生活リハビリデイおおまち	広島市安佐南区大町東三丁目29番3号	地域密着型通所介護
合同会社SOAR	ワズホーム	広島市西区己斐中一丁目3番18-4号	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
生活協同組合ひろしま	コープグループホーム・観音	広島市西区南観音五丁目10番25号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社ケア21	グループホームたのしい家大原	広島市安佐南区伴東七丁目59番11号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
有限会社咲楽	グループホーム佐伯・楽々苑	広島市佐伯区楽々園二丁目1番34号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第41号

平成29年2月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6号及び第11号並びに第115条の9第1項第5号及び第10号の規定の規定により、次の指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消しましたので、告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
平成29年2月3日	有限会社ウエルケア	やすらぎ訪問介護ステーション	西区南観音五丁目6番32号	訪問介護及び介護予防訪問介護

広島市告示第42号

平成29年2月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項第9号の規定により、次の指定居宅介護支援事業者の指定を取り消しましたので、告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
平成29年2月3日	医療法人好縁会	ケアプランサポートふれあい段原	南区段原山崎三丁目6番1号	居宅介護支援

広島市告示第43号

平成29年2月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10第8号の規定により、次の指定地域密着型サービス事業者の指定の一部の効力を停止しましたので、告示します。

広島市長 松井一實

指定の一部の効力停止期間	事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
平成29年3月1日～平成29年8月31日	医療法人好縁会	グループホームふれあい東野	安佐南区東野三丁目30番21号	認知症対応型共同生活介護

広島市告示第44号

平成29年2月3日

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第17条第1項の規定により、広島高速道路公社が道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月3日から同月17日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	敷地の幅員	敷地の延長
県道	温品二葉の里線	東区中山西二丁目452番地7地先から東区二葉の里三丁目79番地1地先まで	14.30m } 130.70m	2,217.10m

広島市告示第45号

平成29年2月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部動物管理センター出納員の事務の一部を次のとおり委任したので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

広島市健康福祉局保健部動物管理センター
狂犬病予防指導員 瀬戸林 政宣

2 委任した事務

広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）第2条に規定する手数料（動物管理センターの所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成29年2月3日

広島市告示第46号

平成29年2月6日

平成29年第1回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

1 招集日 平成29年2月13日

2 招集場所 広島市役所

広島市告示第47号

平成29年2月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
山崎 正隆	山崎鍼灸 治療院	広島市中区富士見 町2-20-10 4	あん摩・マ ッサージ	平成29年 1月4日
			はり・きゅ う	
古谷 文美	ふるたに 鍼灸院	広島市安佐北区可 部六丁目50-3 3	はり・きゅ う	平成29年 1月4日

広島市告示第48号

平成29年2月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
横路 富貴	ういる鍼 灸整骨院	広島市東区光が丘 11-12-10 2	柔道整備	平成28年 10月30 日

広島市告示第49号

平成29年2月9日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	休止する日時
広島市市営鶴見町第二駐 車場	平成29年2月13日（月）午後 3時から 平成29年3月10日（金）午後 3時まで

2 休止する理由

当該施設の機器改修工事のため。

広島市告示第50号

平成29年2月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
広島生活習慣病・がん健診所	広島市中区鞆町13-4広島マツダビル4F	平成29年2月1日	平成35年1月31日
小武家放射線科胃腸科医院	広島市中区銀山町11-27	平成29年2月1日	平成35年1月31日
はしもと歯科クリニック	広島市中区千田町一丁目12-19	平成29年2月17日	平成35年2月16日
大手町歯科医院	広島市中区大手町三丁目8-17	平成29年2月1日	平成35年1月31日
医療法人森田会 平和通り歯科口腔外科全日空ホテル診療所	広島市中区中町7-20ANAクラウンプラザホテル1F	平成29年2月1日	平成35年1月31日
比治山病院	広島市南区上東雲町3-1	平成29年2月1日	平成35年1月31日
ミウラ薬局	広島市南区皆実町四丁目18-16	平成29年2月1日	平成35年1月31日
㈲エヌ・イー・ビーかもめ薬局	広島市南区宇品神田二丁目3-19メゾン八幡1F	平成29年2月1日	平成35年1月31日
タカラ薬局 宇品	広島市南区宇品御幸五丁目5-27	平成29年2月1日	平成35年1月31日
さわやか薬局	広島市南区東本浦町22-29	平成29年2月1日	平成35年1月31日
有限会社ジェイ・ウィル さくら薬局中筋店	広島市安佐南区中筋三丁目27-21	平成29年2月1日	平成35年1月31日

広島市告示第51号

平成29年2月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
みゆき橋内科医院	広島市中区東千田町二丁目12-20	平成29年2月1日	平成35年1月31日
有田歯科医院	広島市中区小町6-23	平成29年2月1日	平成35年1月31日
木原耳鼻咽喉科医院	広島市東区戸坂千足一丁目4-20	平成29年2月1日	平成35年1月31日

渡辺歯科医院	広島市東区牛田本町四丁目2-52	平成29年2月1日	平成35年1月31日
唐川消化器・内科医院	広島市南区東霞町7-5	平成29年2月1日	平成35年1月31日
東雲クリニック	広島市南区上東雲町30-20	平成29年2月1日	平成35年1月31日
藤林歯科医院	広島市南区東本浦町10-13	平成29年2月1日	平成35年1月31日
藤井小児科医院	広島市安佐南区高取北三丁目1-45	平成29年2月1日	平成35年1月31日
桑原循環器内科クリニック	広島市安佐南区祇園二丁目26-8	平成29年2月1日	平成35年1月31日
田辺歯科クリニック	広島市安佐南区中須一丁目56-21	平成29年2月1日	平成35年1月31日
小田クリニック	広島市安佐北区あさひが丘七丁目15-32	平成29年2月1日	平成35年1月31日
河野歯科医院	広島市安佐北区亀山九丁目12-40山本ビル2F	平成29年2月1日	平成35年1月31日

広島市告示第52号

平成29年2月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称（仮称）ドラッグコスモス温品店
 - 所在地 広島市東区温品二丁目50番2ほか
- 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年10月2日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,213平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数
58台
 - 駐輪場の収容台数
20台

(3) 荷さばき施設の面積
50.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前9時

イ 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日
平成29年2月1日

9 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所市民部政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間
平成29年2月10日から同年6月12日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成29年6月12日

(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~

**広島市告示第53号**  
平成29年2月10日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第37条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営住宅等附設駐車場の区画を別紙のとおり廃止します。

広島市長 松井一實

別紙  
廃止する市営住宅附設駐車場（平成29年2月15日廃止）

| 名称          | 所在地           | 地域 | 構造         | 区画番号    | 月額使用料  |
|-------------|---------------|----|------------|---------|--------|
| 戸坂千足住宅附設駐車場 | 東区戸坂千足二丁目9-33 | 乙  | 普通区画<br>平面 | 12, 13号 | 6,480円 |

~~~~~

広島市告示第54号
平成29年2月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
平松伸夫整形外科クリニック	広島市中区鞆町13-4 広島マツダビルB1F	平成28年12月31日
森田歯科医院	広島市中区鞆町14-1 4 広島教販ビル2F	平成29年1月5日
広島中薬局	広島市中区富士見町11-4 2 広島県薬剤師会館1F	平成29年1月16日
大上耳鼻咽喉科医院	広島市西区庚午北二丁目1-4 山木グリーンビル	平成29年1月31日
さくら内科アレルギー科クリニック	広島市安佐南区緑井五丁目29-18-301	平成28年11月30日
あさ薬局	広島市安佐北区落合南一丁目11-20	平成29年2月28日

~~~~~

**広島市告示第55号**  
平成29年2月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称                 | 所在地                     | 指定年月日     | 指定有効期限      |
|--------------------|-------------------------|-----------|-------------|
| 平松整形外科             | 広島市中区鞆町13-4 広島マツダビルB1F  | 平成29年1月1日 | 平成34年12月31日 |
| 医療法人ハンスハンス心療内科広島医院 | 広島市中区銀山町4-17 広島大同生命ビル1F | 平成29年2月6日 | 平成35年2月5日   |

|                     |                                 |            |             |
|---------------------|---------------------------------|------------|-------------|
| 森田歯科医院              | 広島市中区鞆町14-14広島教販ビル2F            | 平成29年1月5日  | 平成35年1月4日   |
| ビッグフロント<br>広島内科呼吸器科 | 広島市南区松原町5-1ビッグフロントひろしまタワービル4F   | 平成29年2月1日  | 平成35年1月31日  |
| ひろしま脳神経内科クリニック      | 広島市南区松原町5-1ビッグフロントひろしま4F        | 平成29年1月1日  | 平成34年12月31日 |
| 広島野村眼科              | 広島市南区松原町88広島駅南口Cブロック市街地再開発ビル202 | 平成29年2月1日  | 平成35年1月31日  |
| ツクイ広島南              | 広島市南区皆実町四丁目6-1-103              | 平成28年12月1日 | 平成31年12月31日 |
| さくら内科アレルギー科クリニック    | 広島市安佐南区緑井五丁目29-18-301           | 平成28年12月1日 | 平成34年11月30日 |

広島市告示第56号

平成29年2月13日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 広島本通共同ビル・広島新天地共同ビル
  - 所在地 広島市中区本通10番1号、広島市中区新天地2番1号ほか
- 大規模小売店舗を設置する者
 

広島本通共同ビル所有者協議会 管理者 仁田 吉彦  
 広島県安芸郡府中町大須二丁目1番1号キリンビル株式会社 中国支社内  
 広島新天地共同ビル所有者協議会 理事長 長尾 吉将  
 広島市中区小町2番30号 第二有楽ビル内
- 変更事項
 

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 （変更前） 別紙1のとおり  
 （変更後） 別紙2のとおり
- 変更年月日
 

別紙1及び別紙2のとおり
- 届出年月日
 

平成29年1月30日
- 届出書の縦覧場所
  - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

- 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
 広島市中区役所市民部政調課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - 縦覧期間
 

平成29年2月13日から同年6月13日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
  - 縦覧のできる時間帯
 

午前8時30分から午後5時15分まで
- 意見書の提出
 

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 意見書の提出期限及び提出先
  - 提出期限 平成29年6月13日
  - 提出先
 

〒730-8586  
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

（別紙1）変更前

|   | 小売業者                |              | 住所               | 変更年月日・変更理由 |
|---|---------------------|--------------|------------------|------------|
|   | 氏名(名称)              | 代表者(法人の場合)   |                  |            |
|   | 株式会社 アート・カンパニー      | 代表取締役 藤井 敏   | 山口県萩市大字椿東4487番地1 |            |
|   | 株式会社 アーバンリサーチ       | 代表取締役 竹村 幸造  | 大阪市西区京町堀1-6-4    |            |
|   | 株式会社 アルエヌエー         | 代表取締役 落合 豊   | 大阪市西区南堀江1-4-19   |            |
|   | 株式会社 アイランド          | 代表取締役 木村 剛士  | 東京都渋谷区代官山町6-6    |            |
|   | 株式会社 アズノウアズ         | 代表取締役 浅見 英理  | 東京都渋谷区富ヶ谷2-24-7  |            |
|   | 株式会社 アダストリア         | 代表取締役 福田 三千男 | 茨城県水戸市泉町3-1-27   |            |
|   | 株式会社 アテニア           | 代表取締役 須釜 憲一  | 横浜市栄区飯島町53番地     |            |
|   | 株式会社 アパハウスインターナショナル | 代表取締役 真岸 洋一  | 東京都目黒区青葉台1-17-6  |            |
|   | 株式会社 アリシア           | 代表取締役 伊達 環   | 東京都渋谷区神宮前3-6-2   |            |
| ▲ | 株式会社 アルファベットパステル    | 代表取締役 濱田 一康  | 札幌市中央区南二条西25丁目   | H28.4.1退店  |
|   | 株式会社 アングローバル        | 代表取締役 押木 源弥  | 東京都渋谷区渋谷2-1-1    |            |
| ※ | 株式会社 アントステラ         | 代表取締役 石綿 保幸  | 東京都渋谷区渋谷3-3-5    |            |

|   |                       |                  |                                 |            |
|---|-----------------------|------------------|---------------------------------|------------|
|   | 株式会社 アンビテックス          | 代表取締役 吉田 秀人      | 東京都渋谷区元代々木2-3-8                 |            |
| ※ | 株式会社 ケガミ              | 代表取締役 池上 輝幸      | 大阪府中央区安土町3-3-5                  |            |
|   | 井上商事株式会社              | 代表取締役 井上 敬策      | 大阪府池田市旭丘2-12-16                 |            |
|   | 株式会社 ウェアーズ            | 代表取締役 上杉 典正      | 東京都渋谷区神宮前3-5-7                  |            |
|   | 株式会社 ウェディングボックス       | 代表取締役 松本 徳太郎     | 熊本市中央区新市街4-4                    |            |
|   | 英・インターナショナル株式会社       | 代表取締役 井上 英隆      | 大阪市中央区北浜3-5-29                  |            |
| ※ | 株式会社 エイチ・アイ・エス        | 代表取締役 平林 朗       | 東京都新宿区西新宿6-8-1                  |            |
| ※ | 株式会社 エイネット            | 代表取締役 廣瀬 紀男      | 東京都港区南青山5-3-10                  |            |
|   | 株式会社 エーアンドエス          | 代表取締役 白川 集一      | 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-11-1                |            |
|   | 株式会社 エーピーシー・マート       | 代表取締役 野口 実       | 東京都渋谷区神南1-11-5                  |            |
|   | 株式会社 エフ・ディ・シイ・プロダクツ   | 代表取締役 鈴木 秀典      | 東京都品川区上大崎2-19-10                |            |
|   | 株式会社 エムズ              | 代表取締役会長 斎藤 満     | 福島県喜多方市字押切南2-11                 |            |
|   | オルビス株式会社              | 代表取締役 阿部 嘉文      | 東京都品川区平塚2-1-14                  |            |
|   | 加茂商事株式会社              | 代表取締役 加茂 建       | 大阪市北区茶屋町4-6                     |            |
|   | 株式会社 京都嵯峨野            | 代表取締役 藤正 幸司      | 広島市南区段原2-14-4                   |            |
|   | 株式会社 クー               | 代表取締役 草野 正志      | 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-28-1 佳秀ビル2F         |            |
|   | 株式会社 グッズカンパニー         | 代表取締役 森島 綾子      | 広島市中区西十日市町3-4                   |            |
| ▲ | 株式会社 グランドスラム          | 代表取締役 倉本 隆       | 大阪市中央区南船場4-12-10 GSビル心斎橋        | H28.8.23退店 |
|   | 株式会社 恵山               | 代表取締役 沖山 英嗣      | 東京都渋谷区道玄坂1-16-5                 |            |
|   | 株式会社 ケーズウェイ           | 代表取締役 児玉伸之祐      | 大阪府吹田市広芝町18-34                  |            |
|   | 神戸レザークロス株式会社          | 代表取締役 斎藤 伸介      | 神戸市長田区西尻池町2-5-12                |            |
|   | 株式会社 コンプリートサークル       | 代表取締役 内田 優二      | 広島市中区八丁堀13-15                   |            |
|   | 株式会社 サマンサタバサジャパンリミテッド | 代表取締役 寺田 和正      | 東京都港区北青山1-2-3 青山ビル2F            |            |
|   | 株式会社 サンポークリエイト        | 代表取締役 新原 純平      | 広島市中区本通10-1                     |            |
|   | 株式会社 三陽商会             | 代表取締役 杉浦 昌彦      | 東京都新宿区本塩町14                     |            |
|   | 株式会社 ジャヴァコーポレーション     | 代表取締役 釜野 広信      | 神戸市中央区港島中町6-8-2                 |            |
|   | 株式会社 シェイプアップハウス       | 代表取締役 下村 朱美      | 大阪市北区曾根崎2-2-18                  |            |
|   | 株式会社 シティーヒル           | 代表取締役 中田 勉       | 大阪市中央区博労町4-5-9                  |            |
|   | 島村楽器株式会社              | 代表取締役 島村 元紹      | 東京都江戸川区平井6-37-3                 |            |
| ※ | 株式会社 ジャパンイマジネーション     | 代表取締役 小嶋 裕之      | 東京都新宿区信濃町3-1                    |            |
|   | 株式会社 ジュン              | 代表取締役 佐々木 進      | 東京都港区南青山2丁目2-3                  |            |
| ※ | 株式会社 スタイラ             | 代表取締役 神田 宏       | 東京都渋谷区恵比寿1-18-14 恵比寿ファーストスクエア3F |            |
|   | 株式会社 スピックインターナショナル    | 代表取締役 門田 敏宏      | 東京都目黒区中目黒1-1-71                 |            |
|   | ダイアナ株式会社              | 代表取締役 谷口 秀夫      | 東京都中央区銀座6-9-6                   |            |
|   | 株式会社 ダブルユー            | 代表取締役 肖 俊偉       | 東京都渋谷区恵比寿1-20-18                |            |
|   | 株式会社 玉屋               | 代表取締役 竹田 篤史      | 大阪市中央区心斎橋筋2-2-30 ORE心斎橋ビル7F     |            |
|   | タワーレコード株式会社           | 代表取締役 嶺脇 育夫      | 東京都渋谷区神南1-22-14                 |            |
|   | チョーギン株式会社             | 代表取締役 小林 一雄      | 東京都墨田区江東橋1丁目16-2                |            |
|   | ディーゼルジャパン株式会社         | 代表取締役 ルイー・メッザソーマ | 大阪市中央区南船場3-12-12                |            |
|   | 株式会社 テイノラス            | 代表取締役 野崎 鉄男      | 東京都港区南青山5-13-9                  |            |
|   | 株式会社 テットオム            | 代表取締役 加藤 和孝      | 東京都渋谷区猿楽町2-1                    |            |
|   | 株式会社 デュラス             | 代表取締役 桐生 隆       | 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-12-9                |            |
|   | 株式会社 トゥモローランド         | 代表取締役 佐々木 啓之     | 東京都港区南青山3-18-9                  |            |

|   |                                     |                 |                           |                 |
|---|-------------------------------------|-----------------|---------------------------|-----------------|
|   | 株式会社 ナ<br>イスクラップ                    | 代表取締役<br>小路 順一  | 東京都渋谷区神<br>宮前6-27-<br>8   |                 |
|   | 株式会社 中<br>川政七商店                     | 代表取締役<br>中川 淳   | 奈良県奈良市東<br>九条町1112<br>-1  |                 |
|   | 株式会社 ニ<br>コル                        | 代表取締役<br>木野村 尚孝 | 東京都渋谷区東<br>1-32-12        |                 |
|   | 株式会社 ス<br>ーヴ・エイ                     | 代表取締役<br>阿部 了   | 東京都渋谷区神<br>泉町8-16         |                 |
|   | 株式会社 ネ<br>キスト                       | 代表取締役<br>木戸 英佑  | 大阪府吹田市穂<br>波町10-27        |                 |
|   | 株式会社 ノ<br>ルコーポレー<br>ション             | 代表取締役<br>吉住 健治  | 東京都調布市飛<br>田給1-7-3        |                 |
|   | 株式会社 パ<br>ッツ                        | 代表取締役<br>正木 則幸  | 東京都渋谷区代<br>々木2-28-<br>7   |                 |
| ※ | 株式会社 パ<br>ル                         | 代表取締役<br>井上 隆太  | 大阪市中央区北<br>浜3-5-29        |                 |
|   | 株式会社 バ<br>ルス                        | 代表取締役<br>高島 郁夫  | 東京都渋谷区神<br>宮前5-53-<br>67  |                 |
|   | 株式会社 バ<br>ロックジャパ<br>ンリミテッド          | 代表取締役<br>奈良 世輝  | 東京都目黒区青<br>葉台4-7-7        |                 |
|   | 株式会社 パ<br>ワードバイパ<br>ーソンズ            | 代表取締役<br>田中 睦之  | 東京都渋谷区神<br>宮前3-32-<br>1   |                 |
|   | 株式会社 バ<br>ーティストロ<br>ーズジャパン<br>リミテッド | 代表取締役<br>寺田 和正  | 東京都港区北青<br>山1-2-3         |                 |
|   | 株式会社 ピ<br>ーアンドエム                    | 代表取締役<br>泰道 真也  | 東京都中央区日<br>本橋浜町1-1<br>-12 |                 |
|   | 株式会社 ピ<br>ーエックス                     | 代表取締役<br>荒木 義也  | 東京都渋谷区鉢<br>山町13-15        |                 |
|   | 株式会社 ピ<br>ーズインター<br>ナショナル           | 代表取締役<br>皆川 伸一郎 | 東京都目黒区東<br>山1-1-2         |                 |
|   | ヒットユニオ<br>ン 株式会社                    | 代表取締役<br>田辺 圭二  | 東京都渋谷区恵<br>比寿南2-20<br>-7  |                 |
|   | 株式会社 卑<br>弥呼                        | 代表取締役<br>柴田 一   | 東京都渋谷区神<br>宮前6-17-<br>10  |                 |
|   | 株式会社 広<br>島銀行                       | 代表取締役<br>池田 晃治  | 広島市中区紙屋<br>町1-3-8         |                 |
|   | ヒロタ 株式<br>会社                        | 代表取締役<br>廣田 孝昭  | 岐阜県岐阜市玉<br>姓町3-25         |                 |
|   | 株式会社 ピ<br>ーチ・ジョン                    | 代表取締役<br>上野 顕之  | 東京都渋谷区神<br>宮前6-17-<br>11  |                 |
|   | 株式会社 フ<br>イス                        | 代表取締役<br>今泉 雅之  | 大阪市中央区瓦<br>町2-4-15        |                 |
|   | 株式会社 フ<br>ードコスメ                     | 代表取締役<br>飯田 悠起  | 東京都中央区銀<br>座1-7-3         |                 |
| ▲ | 株式会社 フ<br>ァッション企<br>画ハタナカ           | 代表取締役<br>畑中 博子  | 広島市安佐南区<br>八木1-25-<br>1   | H28. 8.<br>31退店 |

|  |                                 |                 |                             |  |
|--|---------------------------------|-----------------|-----------------------------|--|
|  | 株式会社 フ<br>ォルムアイ                 | 代表取締役<br>井上 清嗣  | 大阪市北区天神<br>橋1-11-1          |  |
|  | 古本 幾造                           | 古本 幾造           | 広島市中区吉島<br>東1丁目9-1          |  |
|  | ブルーブルー<br>エジャパン<br>株式会社         | 代表取締役<br>神山 邦雄  | 東京都新宿区下<br>落合2-17-<br>7     |  |
|  | 株式会社 プ<br>ルーメイト                 | 代表取締役<br>落合 豊   | 岡山県井原市下<br>出部町1-17<br>-1    |  |
|  | 株式会社 プ<br>レシジョン                 | 代表取締役<br>鬼頭 一弥  | 渋谷区千駄ヶ谷<br>1-28-8           |  |
|  | 株式会社 ぶ<br>んご                    | 代表取締役<br>川上 健二郎 | 東京都杉並区西<br>荻南3-8-1<br>6     |  |
|  | 株式会社 ベ<br>っぴん店                  | 代表取締役<br>渡部 哲三  | 広島市中区本通<br>3-8              |  |
|  | 株式会社 ボ<br>ディーワーク                | 代表取締役<br>清水 秀文  | 東京都港区白金<br>台2-25-6          |  |
|  | 株式会社 マ<br>ークスアンド<br>ウェブ         | 代表取締役<br>松山 剛巳  | 東京都目黒区東<br>山1-11-1<br>0     |  |
|  | 株式会社 マ<br>ッシュスタイ<br>ルラボ         | 代表取締役<br>近藤 広幸  | 東京都千代田区<br>麹町5-7-1          |  |
|  | 株式会社 マ<br>リークワント<br>コスメチック<br>ス | 代表取締役<br>中山 ユカリ | 東京都渋谷区渋<br>谷1-7-6           |  |
|  | 株式会社 三<br>松                     | 代表取締役<br>齋藤 徹   | 東京都武蔵野市<br>吉祥寺本町1-<br>8-3   |  |
|  | 有限会社 ム<br>ラ・クリエイ<br>ティブハウス      | 代表取締役<br>田村 史   | 東京都世田谷区<br>三軒茶屋1-3<br>5-15  |  |
|  | 株式会社 ム<br>ラサキスポ<br>ーツ           | 代表取締役<br>金山 元一  | 東京都台東区上<br>野7-14-5          |  |
|  | 株式会社 メ<br>ルティングポ<br>ット          | 代表取締役<br>田中 哲人  | 兵庫県尼崎市富<br>松町1-3-2<br>1-209 |  |
|  | 株式会社 メ<br>ルローズ                  | 代表取締役<br>武内 一志  | 東京都目黒区青<br>葉台2-18-<br>1     |  |
|  | 株式会社 メ<br>ンズ・ビギ                 | 代表取締役<br>高橋 誠一  | 東京都渋谷区南<br>平台町17-1<br>2     |  |
|  | 株式会社 ヤ<br>ングファッシ<br>ョン研究所       | 代表取締役<br>加藤 清光  | 東京都渋谷区千<br>駄ヶ谷3-51<br>-2    |  |
|  | 株式会社 ゆ<br>うちよ銀行<br>中国エリア本<br>部  | 本部長 平川<br>幸治    | 広島市中区東白<br>鳥町19-8           |  |
|  | 株式会社 ユ<br>ナイテッドア<br>ローズ         | 代表取締役<br>竹田 光広  | 東京都渋谷区神<br>宮前2-31-<br>12    |  |
|  | 株式会社 リ<br>トルアンデル<br>セン          | 代表取締役<br>吉沢 新司  | 東京都渋谷区神<br>宮前5-41-<br>5     |  |

|   |                      |               |                                   |
|---|----------------------|---------------|-----------------------------------|
|   | 株式会社 良品計画            | 代表取締役 松崎 暁    | 東京都豊島区東池袋4-26-3                   |
|   | 株式会社 リンワン            | 代表取締役 崔 萌芽    | 東京都渋谷区千駄ヶ谷2丁目1-8                  |
|   | 株式会社 ルドーム            | 代表取締役 杉村 茂    | 東京都渋谷区神南1-5-6                     |
| ※ | 株式会社 ローズパッド          | 代表取締役 佐達 佳民   | 東京都渋谷区神宮前6-25-16                  |
|   | 有限会社 六福              | 代表取締役 井手 徹昌   | 広島市中区本通10-1                       |
|   | 株式会社 ワールド            | 代表取締役 上山 健二   | 神戸市中央区港島中町6-8-1                   |
|   | 株式会社 AOKI            | 代表取締役 清水 彰    | 横浜市都筑区葛が谷6-56                     |
|   | DECKER S JAPAN 合同会社  | 代表取締役 伊藤 輝希   | 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー15F |
|   | 株式会社 J.S. WORKS      | 代表取締役 窪田 祐    | 東京都渋谷区神南1-5-6                     |
|   | MARK STYLER 株式会社     | 代表取締役 秋山 正則   | 東京都渋谷区広尾5-19-15                   |
|   | MSPC 株式会社            | 代表取締役 井上 和夫   | 大阪市中央区瓦町3-2-14                    |
|   | Laline Japan 株式会社    | 代表取締役 レヴィ・トニー | 福岡市中央区高砂2-6-4                     |
|   | 株式会社 URBANFELLOWSHIP | 代表取締役 青木 真也   | 広島市中区胡町4-24                       |
|   | 株式会社 YOU-2           | 代表取締役 齊木 憲正   | 広島市西区己斐本町2-11-3                   |

▲印：退店又は契約解除店舗 ※印：社名・代表者及び住所が変更になる小売業者  
(別紙2) 変更後

|   | 小売業者           |             | 住所               | 変更年月日・変更理由  |
|---|----------------|-------------|------------------|-------------|
|   | 氏名(名称)         | 代表者(法人の場合)  |                  |             |
|   | 株式会社 アート・カンパニー | 代表取締役 藤井 敏  | 山口県萩市大字椿東4487番地1 |             |
|   | 株式会社 アバンリサーチ   | 代表取締役 竹村 幸造 | 大阪市西区京町堀1-6-4    |             |
|   | 株式会社 アーミッシュ    | 代表取締役 田村 登  | 東京都渋谷区神泉町19-1    |             |
|   | 株式会社 アールエヌエー   | 代表取締役 落合 豊  | 大阪市西区南堀江1-4-19   |             |
| ◎ | 株式会社 アイ・エム・アイ  | 代表取締役 渡利 欣治 | 東京都渋谷区神宮前4-23-3  | H28.3.18 出店 |

|   |                     |               |                  |                |
|---|---------------------|---------------|------------------|----------------|
|   | 株式会社 アイランド          | 代表取締役 木村 剛士   | 東京都渋谷区代官山町6-6    |                |
|   | 株式会社 アズノウアズ         | 代表取締役 浅見 英理   | 東京都渋谷区富ヶ谷2-24-7  |                |
|   | 株式会社 アダストリア         | 代表取締役 福田 三千男  | 茨城県水戸市泉町3-1-27   |                |
|   | 株式会社 アテナ            | 代表取締役 須釜 憲一   | 横浜市栄区飯島町53番地     |                |
|   | 株式会社 アパハウスインターナショナル | 代表取締役 真岸 洋一   | 東京都目黒区青葉台1-17-6  |                |
|   | 株式会社 アリシア           | 代表取締役 伊達 環    | 東京都渋谷区神宮前3-6-2   |                |
|   | 株式会社 アングローバル        | 代表取締役 押木 源弥   | 東京都渋谷区渋谷3-3-5    |                |
| ※ | 株式会社 アントステラ         | 代表取締役 吉川 洋一   | 東京都渋谷区渋谷3-3-5    | H28.5.25 代表者変更 |
|   | 株式会社 アンビテックス        | 代表取締役 吉田 秀人   | 東京都渋谷区元代々木23-8   |                |
| ※ | 株式会社 イケガミ           | 代表取締役 池上 芳輝   | 大阪市中央区安土町3-3-5   | H28.1.21 代表者変更 |
|   | 井上商事 株式会社           | 代表取締役 井上 敬策   | 大阪府池田市旭丘2-12-16  |                |
|   | 株式会社 ウェアーズ          | 代表取締役 上杉 典正   | 東京都渋谷区神宮前3-5-7   |                |
|   | 株式会社 ウェディングボックス     | 代表取締役 松本 徳太郎  | 熊本市中央区新市街4-4     |                |
|   | 英・インターナショナル株式会社     | 代表取締役 井上 英隆   | 大阪市中央区北浜3-5-29   |                |
| ※ | 株式会社 エイチ・アイ・エス      | 代表取締役 澤田 秀雄   | 東京都新宿区西新宿6-8-1   | H28.11.1 代表者変更 |
| ※ | 株式会社 エイネット          | 代表取締役 大滝 雄一郎  | 東京都港区南青山5-3-10   | H28.7.1 代表者変更  |
|   | 株式会社 エーアンドエス        | 代表取締役 白川 集一   | 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-11-1 |                |
|   | 株式会社 エービーシー・マート     | 代表取締役 野口 実    | 東京都渋谷区神南1-11-5   |                |
| ◎ | 株式会社 エドウィン直営店       | 代表取締役 大塚 丈二   | 東京都荒川区東日暮里3-27-6 | H28.9.16 出店    |
|   | 株式会社 エフ・ディ・シイ・プロダクツ | 代表取締役 鈴木 秀典   | 東京都品川区上大崎2-19-10 |                |
|   | 株式会社 エムズ            | 代表取締役 会長 斎藤 満 | 福島県喜多方市字押切南2-11  |                |
| ◎ | エルソニック株式会社          | 取締役社長 稲葉 京太郎  | 大阪府吹田市豊津町18-13   | H28.9.16 出店    |
|   | オルビス 株式会社           | 代表取締役 阿部 嘉文   | 東京都品川区平塚2-1-14   |                |

|   |                                    |                |                                                |                      |
|---|------------------------------------|----------------|------------------------------------------------|----------------------|
|   | 加茂商事 株<br>式会社                      | 代表取締役<br>加茂 建  | 大阪市北区茶屋<br>町4-6                                |                      |
|   | 株式会社 京<br>都嵯峨野                     | 代表取締役<br>藤正 幸司 | 広島市南区段原<br>2-14-4                              |                      |
|   | 株式会社 ク<br>ー                        | 代表取締役<br>草野 正志 | 東京都渋谷区千<br>駄ヶ谷1-28<br>-1 佳秀ビル<br>2F            |                      |
|   | 株式会社 グ<br>ッズカンパニ<br>ー              | 代表取締役<br>森島 綾子 | 広島市中区西十<br>日市町3-4                              |                      |
|   | 株式会社 恵<br>山                        | 代表取締役<br>沖山 英嗣 | 東京都渋谷区道<br>玄坂1-16-<br>5                        |                      |
|   | 株式会社 ケ<br>ーズウェイ                    | 代表取締役<br>児玉伸之祐 | 大阪府吹田市広<br>芝町18-34                             |                      |
|   | 神戸レザーク<br>ロス 株式会<br>社              | 代表取締役<br>斎藤 伸介 | 神戸市長田区西<br>尻池町2-5-<br>12                       |                      |
|   | 株式会社 コ<br>ンプリートサ<br>ークル            | 代表取締役<br>内田 優二 | 広島市中区八丁<br>堀13-15                              |                      |
|   | 株式会社 サ<br>マンサタバサ<br>ジャパンリ<br>ミテッド  | 代表取締役<br>寺田 和正 | 東京都港区北青<br>山1-2-3<br>青山ビル2F                    |                      |
|   | 株式会社 サ<br>ンボークリエ<br>イト             | 代表取締役<br>新原 純平 | 広島市中区本通<br>10-1                                |                      |
|   | 株式会社 三<br>陽商会                      | 代表取締役<br>杉浦 昌彦 | 東京都新宿区本<br>塩町14                                |                      |
|   | 株式会社 ジャ<br>ヴァコーポ<br>レーション          | 代表取締役<br>釜野 広信 | 神戸市中央区港<br>島中町6-8-<br>2                        |                      |
|   | 株式会社 シ<br>ェイプアップ<br>ハウス            | 代表取締役<br>下村 朱美 | 大阪市北区曾根<br>崎2-2-18                             |                      |
| ◎ | 株式会社 ジ<br>ェイ・ビー                    | 代表取締役<br>光岡 利久 | 大阪市北区梅田<br>3丁目3番20<br>号                        | H28.9.<br>16出店       |
|   | 株式会社 シ<br>ティーヒル                    | 代表取締役<br>中田 勉  | 大阪市中央区博<br>労町4-5-9                             |                      |
|   | 島村楽器 株<br>式会社                      | 代表取締役<br>島村 元紹 | 東京都江戸川区<br>平井6-37-<br>3                        |                      |
| ※ | 株式会社 ジャ<br>パンイマジ<br>ネーション          | 代表取締役<br>木村 達央 | 東京都新宿区信<br>濃町3-1                               | H28.3.<br>1代表者変<br>更 |
|   | 株式会社 ジ<br>ュン                       | 代表取締役<br>佐々木 進 | 東京都港区南青<br>山2丁目2-3                             |                      |
| ※ | 株式会社 ジ<br>ョンマスター<br>オーガニック<br>グループ | 代表取締役<br>神田 宏  | 東京都渋谷区恵<br>比寿1-18-<br>14恵比寿ファ<br>ーストスクエア<br>3F | H28.7.<br>1社名変更      |
| ◎ | 株式会社 シ<br>ーコム                      | 代表取締役<br>吉田 修康 | 広島市中区三川<br>町7番7号                               | H28.3.<br>18出店       |
|   | 株式会社 ス<br>ピックインタ<br>ーナショナル         | 代表取締役<br>門田 敏宏 | 東京都目黒区中<br>目黒1-1-7<br>1                        |                      |
|   | ダイアナ 株<br>式会社                      | 代表取締役<br>谷口 秀夫 | 東京都中央区銀<br>座6-9-6                              |                      |

|   |                                    |                                   |                                        |                 |
|---|------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------|-----------------|
|   | 株式会社 ダ<br>ブルユー                     | 代表取締役<br>肖 俊偉                     | 東京都渋谷区恵<br>比寿1-20-<br>18               |                 |
|   | 株式会社 玉<br>屋                        | 代表取締役<br>竹田 篤史                    | 大阪市中央区心<br>斎橋筋2-2-<br>30ORE心斎<br>橋ビル7F |                 |
|   | タワーレコー<br>ド 株式会社                   | 代表取締役<br>嶺脇 育夫                    | 東京都渋谷区神<br>南1-22-1<br>4                |                 |
|   | チョーギン<br>株式会社                      | 代表取締役<br>小林 一雄                    | 東京都墨田区江<br>東橋1丁目16<br>-2               |                 |
|   | ディーゼルジ<br>ャパン 株式<br>会社             | 代表取締役<br>ルイージ・メ<br>ッザソーマ          | 大阪市中央区南<br>船場3-12-<br>12               |                 |
|   | 株式会社 テ<br>イノラス                     | 代表取締役<br>野崎 鉄男                    | 東京都港区南青<br>山5-13-9                     |                 |
|   | 株式会社 テ<br>ットオム                     | 代表取締役<br>加藤 和孝                    | 東京都渋谷区猿<br>楽町2-1                       |                 |
|   | 株式会社 デ<br>ュラス                      | 代表取締役<br>桐生 隆                     | 東京都渋谷区千<br>駄ヶ谷4-12<br>-9               |                 |
|   | 株式会社 ト<br>ゥモローラン<br>ド              | 代表取締役<br>佐々木 啓之                   | 東京都港区南青<br>山3-18-9                     |                 |
| ◎ | 合同会社 ト<br>ミーヒルフィ<br>ー・トーマ<br>ス・チュー | 職務執行者<br>アレクサンダ<br>ー・トーマ<br>ス・チュー | 東京都渋谷区代<br>官山町8-7                      | H28.9.<br>16出店  |
|   | 株式会社 ナ<br>イスクラップ                   | 代表取締役<br>小路 順一                    | 東京都渋谷区神<br>宮前6-27-<br>8                |                 |
|   | 株式会社 中<br>川政七商店                    | 代表取締役<br>中川 淳                     | 奈良県奈良市東<br>九条町1112<br>-1               |                 |
|   | 株式会社 ニ<br>ゴル                       | 代表取締役<br>木野村 尚孝                   | 東京都渋谷区東<br>1-32-12                     |                 |
|   | 株式会社 ス<br>ーヴ・エイ                    | 代表取締役<br>阿部 了                     | 東京都渋谷区神<br>泉町8-16                      |                 |
|   | 株式会社 ネ<br>キスト                      | 代表取締役<br>木戸 英佑                    | 大阪府吹田市穂<br>波町10-27                     |                 |
|   | 株式会社 ノ<br>ルコーポレー<br>ション            | 代表取締役<br>吉住 健治                    | 東京都調布市飛<br>田給1-7-3                     |                 |
|   | 株式会社 バ<br>ッツ                       | 代表取締役<br>正木 則幸                    | 東京都港区北青<br>山1-2-3                      |                 |
| ※ | 株式会社 バ<br>ルグループホ<br>ールディング<br>ス    | 代表取締役<br>井上 隆太                    | 大阪市中央区北<br>浜3-5-29                     | H28.9.<br>1社名変更 |
|   | 株式会社 バ<br>ルス                       | 代表取締役<br>高島 郁夫                    | 東京都渋谷区神<br>宮前5-53-<br>67               |                 |
|   | 株式会社 バ<br>ロックジャパ<br>ンリミテッド         | 代表取締役<br>奈良 世輝                    | 東京都目黒区青<br>葉台4-7-7                     |                 |
|   | 株式会社 パ<br>ワードバイバ<br>ーソンス           | 代表取締役<br>田中 睦之                    | 東京都渋谷区神<br>宮前3-32-<br>1                |                 |

|   |                         |              |                     |              |
|---|-------------------------|--------------|---------------------|--------------|
|   | 株式会社 パーンデストローズジャパンリミテッド | 代表取締役 寺田 和正  | 東京都港区北青山1-2-3       |              |
|   | 株式会社 ピーアンドエム            | 代表取締役 泰道 真也  | 東京都中央区日本橋浜町1-1-12   |              |
|   | 株式会社 ピーエックス             | 代表取締役 荒木 義也  | 東京都渋谷区鉢山町13-15      |              |
|   | 株式会社 ビーズインターナショナル       | 代表取締役 皆川 伸一郎 | 東京都渋谷区神宮前6-17-11    |              |
|   | ヒットユニオン株式会社             | 代表取締役 田辺 圭二  | 東京都渋谷区恵比寿南2-20-7    |              |
|   | 株式会社 卑弥呼                | 代表取締役 柴田 一   | 東京都渋谷区神宮前6-17-10    |              |
|   | 株式会社 広島銀行               | 代表取締役 池田 晃治  | 広島市中区紙屋町1-3-8       |              |
|   | ヒロタ 株式会社                | 代表取締役 廣田 孝昭  | 岐阜県岐阜市玉姓町3-25       |              |
|   | 株式会社 ピーチ・ジョン            | 代表取締役 上野 顕之  | 東京都渋谷区神宮前6-17-11    |              |
| ◎ | 株式会社 ファイブ               | 代表取締役 稲葉 晃一  | 兵庫県姫路市駅前町277-2      | H28.9.16出店   |
| ◎ | 株式会社 ファイブフォックス          | 代表取締役 上田 稔夫  | 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7    | H28.9.16出店   |
|   | 株式会社 ファイス               | 代表取締役 今泉 雅之  | 大阪市中央区瓦町2-4-15      |              |
|   | 株式会社 フードコスメ             | 代表取締役 飯田 悠起  | 東京都中央区銀座1-7-3       |              |
|   | 株式会社 フォルムアイ             | 代表取締役 井上 清嗣  | 大阪市北区天神橋1-11-1      |              |
|   | 古本 幾造                   | 古本 幾造        | 広島市中区吉島東1丁目9-1      |              |
|   | ブルーブルーエジャパン株式会社         | 代表取締役 神山 邦雄  | 東京都新宿区下落合2-17-7     |              |
|   | 株式会社 ブルーメイト             | 代表取締役 落合 豊   | 岡山県井原市下出部町1-17-1    |              |
|   | 株式会社 プレシジョン             | 代表取締役 鬼頭 一弥  | 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-28-8    |              |
|   | 株式会社 ぶんご                | 代表取締役 川上 健二郎 | 東京都杉並区西荻南3-8-16     |              |
|   | 株式会社 べっぴん店              | 代表取締役 渡部 哲三  | 広島市中区本通3-8          |              |
|   | 株式会社 ボディーワーク            | 代表取締役 清水 秀文  | 東京都港区白金台2-25-6      |              |
|   | 株式会社 マークスアンドウェブ         | 代表取締役 松山 剛巳  | 東京都目黒区東山1-11-10     |              |
|   | 株式会社 マッシュスタイルラボ         | 代表取締役 近藤 広幸  | 東京都千代田区麹町5-7-1      |              |
|   | 株式会社 マリークワントコスメチクス      | 代表取締役 中山 ユカリ | 東京都渋谷区渋谷1-7-6       |              |
|   | 株式会社 三松                 | 代表取締役 齋藤 徹   | 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-51-2    |              |
|   | 有限会社 ムラ・クリエイティブハウス      | 代表取締役 田村 史   | 東京都世田谷区三軒茶屋1-35-15  |              |
|   | 株式会社 ムラサキスポーツ           | 代表取締役 金山 元一  | 東京都台東区上野7-14-5      |              |
|   | 株式会社 メルティングポット          | 代表取締役 田中 哲人  | 兵庫県尼崎市富松町1-3-21-209 |              |
|   | 株式会社 メルローズ              | 代表取締役 武内 一志  | 東京都目黒区青葉台2-18-1     |              |
|   | 株式会社 メンズ・ビギ             | 代表取締役 高橋 誠一  | 東京都渋谷区南平台町17-12     |              |
|   | 株式会社 ヤングファッション研究所       | 代表取締役 加藤 清光  | 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-51-2    |              |
|   | 株式会社 ゆうちょう銀行 中国エリア本部    | 本部長 平川 幸治    | 広島市中区東白鳥町19-8       |              |
| ◎ | ユウソリユーションズ株式会社          | 代表取締役 氏益 和幸  | 東京都豊島区東池袋1-42-12    | H28.8.26出店   |
|   | 株式会社 ユナイテッドアローズ         | 代表取締役 竹田 光広  | 東京都渋谷区神宮前2-31-12    |              |
|   | 株式会社 リトルアンデルセン          | 代表取締役 吉沢 新司  | 東京都渋谷区神宮前5-41-5     |              |
|   | 株式会社 良品計画               | 代表取締役 松崎 暁   | 東京都豊島区東池袋4-26-3     |              |
|   | 株式会社 リンワン               | 代表取締役 崔 萌芽   | 東京都渋谷区千駄ヶ谷2丁目1-8    |              |
|   | 株式会社 ルドーム               | 代表取締役 杉村 茂   | 東京都渋谷区神南1-5-6       |              |
| ※ | 株式会社 ローズパッド             | 代表取締役 栗田 康治  | 東京都渋谷区神宮前6-25-16    | H28.9.1代表者変更 |
|   | 株式会社 六福                 | 代表取締役 井手 徹昌  | 広島市中区本通10-1         |              |
|   | 株式会社 ワールド               | 代表取締役 上山 健二  | 神戸市中央区港島中町6-8-1     |              |
|   | 株式会社 AOKI               | 代表取締役 清水 彰   | 横浜市都筑区葛が谷6-56       |              |
| ◎ | CCCフロンティア株式会社           | 代表取締役 金子 健一郎 | 東京都渋谷区猿楽町17-10      | H28.9.16出店   |

|                                             |                      |                                                  |
|---------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------------|
| DECKER<br>S JAPAN<br>合同会社                   | 代表取締役<br>伊藤 輝希       | 東京都渋谷区恵<br>比寿4-20-<br>3 恵比寿ガ<br>デンプレイスタ<br>ワー15F |
| 株式会社 J<br>S. WORK<br>S                      | 代表取締役<br>窪田 祐        | 東京都渋谷区神<br>南1-5-6                                |
| MARK S<br>TYLER<br>株式会社                     | 代表取締役<br>秋山 正則       | 東京都渋谷区広<br>尾5-19-1<br>5                          |
| MSPC 株<br>式会社                               | 代表取締役<br>井上 和夫       | 大阪市中央区瓦<br>町3-2-14                               |
| L a l i n e<br>J a p a n<br>株式会社            | 代表取締役<br>レヴィ・トニ<br>ー | 福岡市中央区高<br>砂2-6-4                                |
| 株式会社 U<br>R B A N F E<br>L L O W S H<br>I P | 代表取締役<br>青木 真也       | 広島市中区胡町<br>4-24                                  |
| 株式会社 Y<br>O U - 2                           | 代表取締役<br>齊木 憲正       | 広島市西区己斐<br>本町2-11-<br>3                          |

◎印：新規出店又は新規契約店舗 ※印：社名・代表者及び住所  
が変更した小売業者

~~~~~  
広島市告示第57号

平成29年2月14日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43
年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告
します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区石内東二丁目の500番221
- 2 開発面積
37.177.74㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
日本郵便株式会社
代表取締役社長 横山 邦男
- 4 検査済証交付年月日
平成29年2月14日

~~~~~  
**広島市告示第58号**

平成29年2月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管してい  
る自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課  
において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~  
広島市告示第59号

平成29年2月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規
定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次の
とおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり。
- 2 委任する事務
(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10
号）第2条第2項に規定する収納金の収納
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場
外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日
平成29年3月6日
- 4 委任期間
平成29年3月6日から同年5月18日まで
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	青森競輪場	鳴海 雄大	H29. 3. 6～ H29. 5. 18
競輪事務局	サテライト六戸	秋元 善行	
競輪事務局	サテライト石鳥谷	坂本 亮	
競輪事務局	名古屋競輪場	兎玉 英希	
競輪事務局	岐阜競輪場	加藤 一義	
競輪事務局	大垣競輪場	高橋 武	
競輪事務局	佐世保競輪場	松本 浩二	

~~~~~  
**広島市告示第60号**

平成29年2月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規  
定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次の  
とおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり。
- 2 委任する事務  
(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10  
号）第2条第2項に規定する収納金の収納  
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場  
外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成29年3月17日
- 4 委任期間  
平成29年3月17日から同年5月18日まで  
(別紙)



| 設置場所  | 取扱場所     | 氏名    | 委任期間                      |
|-------|----------|-------|---------------------------|
| 競輪事務局 | 玉野競輪場    | 山下 浩二 | H29. 3. 17~<br>H29. 5. 18 |
| 競輪事務局 | 防府競輪場    | 熊谷 俊二 |                           |
| 競輪事務局 | サテライト宇部  | 酒井 孝子 |                           |
| 競輪事務局 | 高松競輪場    | 楠 康弘  |                           |
| 競輪事務局 | 小松島競輪場   | 壽満 靖司 |                           |
| 競輪事務局 | サテライト徳島  | 森 広樹  |                           |
| 競輪事務局 | 高知競輪場    | 森岡 眞秋 |                           |
| 競輪事務局 | サテライト南国  | 木村 祐介 |                           |
| 競輪事務局 | サテライト安田  | 武田 昌史 |                           |
| 競輪事務局 | 松山競輪場    | 堀内 清弘 |                           |
| 競輪事務局 | サテライトこまつ | 大原 文博 |                           |
| 競輪事務局 | サテライト西予  | 田中 傑計 |                           |
| 競輪事務局 | 岸和田競輪場   | 船橋 恵子 |                           |
| 競輪事務局 | サテライト大阪  | 吉野 博  |                           |
| 競輪事務局 | 武雄競輪場    | 小田 修  |                           |
| 競輪事務局 | サテライト宮崎  | 松尾 博文 |                           |
| 競輪事務局 | サテライト三股  | 福田 哲久 |                           |
| 競輪事務局 | サテライトみぞべ | 黒尾 聖洋 |                           |
| 競輪事務局 | サテライト鹿児島 | 加古 亮太 |                           |

広島市告示第62号

平成29年2月17日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市西区己斐上四丁目の1225番1, 1225番2, 1225番3, 1226番, 1227番1, 1227番2, 1228番1, 1228番2, 1228番3, 1229番1, 1229番2, 1230番1, 1230番2, 1247番1, 1248番1, 1248番1地先の市道, 1229番2地先の水路及び1225番3地先から1247番1地先までの水路
- 開発面積  
2,449.79㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区己斐上四丁目31番2号1F  
株式会社前正ホーム  
代表取締役 前本 光央
- 検査済証交付年月日  
平成29年2月17日

広島市告示第63号

平成29年2月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。  
なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に

供します。

広島市長 松井一實

- 供用を開始する年月日  
平成29年2月20日
- 下水を排除する区域及び排水施設の方式  
別紙のとおり。
- 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。  
(別紙)

| 区分        | 下水を排除する区域 |                           | 排水施設の方式 |
|-----------|-----------|---------------------------|---------|
|           | 区名        | 町名                        |         |
| 汚水及び雨水を排除 | 西区        | 高須三丁目の一部                  | 分流      |
|           | 東区        | 馬木八丁目の一部                  |         |
| 汚水を排除     | 南区        | 堀越二丁目の一部                  |         |
|           | 安佐南区      | 八木三丁目及び川内六丁目の各一部          |         |
|           | 安佐北区      | 可部南三丁目、亀山二丁目及び安佐町大字久地の各一部 |         |
|           | 佐伯区       | 五日市町大字石内及び三宅四丁目の各一部       |         |

広島市告示第64号

平成29年2月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 下水の処理を開始する年月日  
平成29年2月20日
- 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。  
(別紙)

| 下水を処理する区域 |                           | 終末処理場の位置及び名称                          |
|-----------|---------------------------|---------------------------------------|
| 区名        | 町名                        |                                       |
| 東区        | 馬木八丁目の一部                  | 位置：広島市西区扇一丁目1番1号<br>名称：広島市西部水資源再生センター |
| 西区        | 高須三丁目の一部                  |                                       |
| 安佐南区      | 八木三丁目及び川内六丁目の各一部          |                                       |
| 安佐北区      | 可部南三丁目、亀山二丁目及び安佐町大字久地の各一部 |                                       |
| 佐伯区       | 五日市町大字石内及び三宅四丁目の各一部       |                                       |

|    |          |                                                 |
|----|----------|-------------------------------------------------|
| 南区 | 堀越二丁目の一部 | 位置：広島市南区向洋<br>沖町1番1号<br>名称：太田川流域下水道<br>東部浄化センター |
|----|----------|-------------------------------------------------|

~~~~~  
広島市告示第65号
 平成29年2月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成29年2月20日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字三田の一部	三田農業集落排水処理施設

~~~~~  
**広島市告示第66号**  
 平成29年2月20日

広島市公共下水道築造事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり公示します。この関係図面は、平成29年2月21日から平成29年3月6日まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この公示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 松井一實

- 1 事業計画の名称  
広島市公共下水道築造事業計画
- 2 変更に係る予定処理区域  
 広島市安佐南区 伴北六丁目  
 安佐北区 安佐町、小河原町、落合南五丁目、可部町、亀山八丁目、深川八丁目  
 佐伯区 五日市町、杉並台、八幡東四丁目、湯来町
- 3 変更に係る工事の完成の予定年月日  
平成32年3月31日

~~~~~  
広島市告示第67号
 平成29年2月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術

者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専門の場合は施術者の住所)		
元原誠吾	元原整骨院 安東本院	広島市安佐南区安東二丁目3-20	柔道整復	平成29年1月13日

~~~~~  
**広島市告示第68号**  
 平成29年2月21日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、8月6日及び12月29日から同月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時15分まで

~~~~~  
広島市告示第69号
 平成29年2月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専門の場合は施術者の住所)		
吉崎千起	一（出張専門）	広島市西区大芝三丁目15-11	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成29年2月10日

~~~~~

広島市告示第70号

平成29年2月23日

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、平成29年2月23日から同年3月9日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 整理番号  | 路線名        | 起点                  |
|-------|------------|---------------------|
|       |            | 終点                  |
| 17200 | 安佐北3区370号線 | 安佐北区大林町字川東3737番地1地先 |
|       |            | 安佐北区大林町字長迫3398番地1地先 |
| 17201 | 安佐北3区888号線 | 安佐北区大林三丁目1408番地1地先  |
|       |            | 安佐北区大林四丁目3761番地3地先  |

広島市告示第71号

平成29年2月23日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、平成29年2月23日から同年3月9日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 整理番号  | 路線名        | 起点                  |
|-------|------------|---------------------|
|       |            | 終点                  |
| 17202 | 安佐南3区841号線 | 安佐南区東原三丁目192番地8地先   |
|       |            | 安佐南区東原三丁目192番地7地先   |
| 17203 | 安佐北3区370号線 | 安佐北区大林町字川東4081番地1地先 |
|       |            | 安佐北区大林町字長迫3401番地地先  |
| 17204 | 安佐北3区888号線 | 安佐北区大林三丁目1408番地1地先  |
|       |            | 安佐北区大林四丁目3763番地1地先  |
| 17205 | 安佐北3区977号線 | 安佐北区可部五丁目1291番地8地先  |
|       |            | 安佐北区可部五丁目1291番地15地先 |
| 17206 | 安芸1区667号線  | 安芸区中野東六丁目4408番地1地先  |
|       |            | 安芸区中野東六丁目4425番地5地先  |
| 17207 | 佐伯4区563号線  | 佐伯区皆賀一丁目16番地25地先    |
|       |            | 佐伯区皆賀一丁目16番地28地先    |

広島市告示第72号

平成29年2月23日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、平成29年2月23日から同年3月9日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 敷地の幅員        | 敷地の延長            |
|-------|------------|--------------|------------------|
| 市道    | 安佐南3区841号線 | メートル<br>5.20 | メートル<br>25.90    |
|       |            | ）<br>9.30    |                  |
| 市道    | 安佐北3区370号線 | メートル<br>2.70 | メートル<br>1,151.74 |
|       |            | ）<br>13.50   |                  |
| 市道    | 安佐北3区888号線 | メートル<br>9.25 | メートル<br>326.00   |
|       |            | ）<br>27.80   |                  |
| 市道    | 安佐北3区977号線 | メートル<br>6.00 | メートル<br>75.38    |
|       |            | ）<br>13.30   |                  |
| 市道    | 安芸1区667号線  | メートル<br>6.05 | メートル<br>100.11   |
|       |            | ）<br>11.45   |                  |
| 市道    | 佐伯4区563号線  | メートル<br>6.00 | メートル<br>39.00    |
|       |            | ）<br>13.10   |                  |

広島市告示第73号

平成29年2月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月23日から同年3月9日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間              | 供用開始の期日    |
|-------|------------|---------------------|------------|
| 市道    | 安佐南3区841号線 | 安佐南区東原三丁目192番地8地先   | 平成29年2月23日 |
|       |            | 安佐南区東原三丁目192番地7地先   |            |
| 市道    | 安佐北3区370号線 | 安佐北区大林町字川東4081番地1地先 | 平成29年2月23日 |
|       |            | 安佐北区大林町字長迫3401番地地先  |            |
| 市道    | 安佐北3区888号線 | 安佐北区大林四丁目3715番地1地先  | 平成29年2月23日 |
|       |            | 安佐北区大林四丁目3763番地1地先  |            |
| 市道    | 安佐北3区977号線 | 安佐北区可部五丁目1291番地8地先  | 平成29年2月23日 |
|       |            | 安佐北区可部五丁目1291番地15地先 |            |
| 市道    | 安芸1区667号線  | 安芸区中野東六丁目4408番地1地先  | 平成29年2月23日 |
|       |            | 安芸区中野東六丁目4425番地5地先  |            |

|    |           |                  |            |
|----|-----------|------------------|------------|
| 市道 | 佐伯4区563号線 | 佐伯区皆賀一丁目16番地25地先 | 平成29年2月23日 |
|    |           | 佐伯区皆賀一丁目16番地28地先 |            |

広島市告示第74号

平成29年2月24日

平成29年度の路面復旧監督費の単価を別紙のとおり定める。  
 なお、この単価は、平成29年4月1日以後に申請を受理した道路の占用の許可又は工事の承認に基づき施工される掘削跡の復旧工事について適用する。

広島市長 松井一實

(別紙) 路面復旧監督費単価表

| 種別 | 単位               | 路面復旧監督費                                                           |                                                         |                                              |                                                         |        |
|----|------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------|
| 車道 | 1㎡当たり            | 舗装厚 39cm<br>下層路盤 10cm<br>上層路盤 10cm<br>基層 9cm<br>中間層 5cm<br>表層 5cm | 1,170円                                                  |                                              |                                                         |        |
|    |                  | 〃                                                                 | 舗装厚 35cm<br>下層路盤 15cm<br>上層路盤 10cm<br>中間層 5cm<br>表層 5cm | 760円                                         |                                                         |        |
|    |                  |                                                                   | 〃                                                       | 舗装厚 35cm<br>下層路盤 20cm<br>上層路盤 10cm<br>表層 5cm | 490円                                                    |        |
|    |                  |                                                                   |                                                         | 〃                                            | 舗装厚 25cm<br>下層路盤 10cm<br>上層路盤 10cm<br>表層 5cm            | 470円   |
|    |                  |                                                                   |                                                         |                                              | 舗装厚 19cm<br>路盤 15cm<br>表層 4cm                           | 370円   |
|    |                  | 〃                                                                 | 舗装厚 14cm<br>路盤 10cm<br>表層 4cm                           | 360円                                         |                                                         |        |
|    | インターロッキングブロック舗装道 | 〃                                                                 | 舗装厚 26cm<br>下層路盤 15cm<br>上層路盤 3cm<br>表層 8cm             | 710円                                         |                                                         |        |
|    |                  |                                                                   | 滑り止めタイル舗装道(テラゾータイル)                                     | 〃                                            | 舗装厚 41cm<br>下層路盤 15cm<br>上層路盤 20cm<br>中間層 3cm<br>表層 3cm | 3,490円 |

|    |                  |                                             |                                                        |                               |        |
|----|------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------------|--------|
| 歩道 | アスファルト舗装道        | 舗装厚 13cm<br>路盤 10cm<br>表層 3cm               | 〃                                                      | 290円                          |        |
|    |                  | アスファルト舗装道(透水性)                              | 舗装厚 14cm<br>路盤 10cm<br>表層 4cm                          | 〃                             | 450円   |
|    |                  |                                             | コンクリート舗装道                                              | 舗装厚 17cm<br>路盤 10cm<br>表層 7cm | 〃      |
|    | インターロッキングブロック舗装道 | 舗装厚 19cm<br>下層路盤 10cm<br>上層路盤 3cm<br>表層 6cm |                                                        | 〃                             | 670円   |
|    |                  | 滑り止めタイル舗装道(テラゾータイル)                         | 舗装厚 21cm<br>下層路盤 10cm<br>上層路盤 5cm<br>中間層 3cm<br>表層 3cm | 〃                             | 3,060円 |
|    |                  |                                             | 舗装道以外の道路                                               | 路盤 10cm                       | 〃      |

- 植樹帯の掘削工事にかかる路面復旧監督費は、この表の舗装道以外の道路の項に定める額とする。
- この表に定めのない道路及び特殊な箇所の掘削にかかる路面復旧監督費は、別に定めるところによる。

広島市告示第75号

平成29年2月27日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 広島市東区戸坂大上一丁目の1726番1の一部、1727番1の一部、1728番1、1728番14、1728番15、1731番6及び1733番1
- 開発面積  
 1,370.80㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
 東京都千代田区二番町8番地8  
 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
 代表取締役 古屋一樹
- 検査済証交付年月日  
 平成29年2月27日

広島市告示第76号

平成29年2月28日

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者                 | 事業所            |                  | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|---------------------|----------------|------------------|------------|---------|
|                     | 名称             | 所在地              |            |         |
| 株式会社ウェルフェア・サイエンス・ラボ | 居宅介護支援事業所クブナケア | 広島市西区井口五丁目7番2号   | 平成29年2月28日 | 居宅介護支援  |
| 株式会社シーズンモンテペーション    | シーズンケアプランセンター  | 広島市西区井口四丁目35番26号 | 平成29年2月28日 | 居宅介護支援  |

広島市告示第77号

平成29年2月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者            | 事業所                 |                        | 廃止年月日      | サービスの種類        |
|----------------|---------------------|------------------------|------------|----------------|
|                | 名称                  | 所在地                    |            |                |
| 有限会社やまびこ介護センター | 有限会社やまびこ介護センター      | 広島市南区宇品神田二丁目2番10号      | 平成29年2月28日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護 |
| 株式会社HC T       | home nursing center | 広島市東区光町二丁目5番7号第5光ビル201 | 平成29年2月28日 | 訪問看護及び介護予防訪問看護 |
| 広島医療生活協同組合     | デイサービスセンター津田        | 広島市安佐北区可部二丁目13番18号     | 平成29年2月28日 | 介護予防通所介護       |

広島市告示第78号

平成29年2月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者        | 事業所          |                    | 廃止年月日      | サービスの種類  |
|------------|--------------|--------------------|------------|----------|
|            | 名称           | 所在地                |            |          |
| 広島医療生活協同組合 | デイサービスセンター津田 | 広島市安佐北区可部二丁目13番18号 | 平成29年2月28日 | 介護予防通所介護 |

|               |                |                    |            |                            |
|---------------|----------------|--------------------|------------|----------------------------|
| 広島医療生活協同組合    | デイサービスセンター津田   | 広島市安佐北区可部二丁目13番18号 | 平成29年2月28日 | 地域密着型通所介護                  |
| 株式会社カインドケア    | カインドケアデイサービス馬込 | 東京都大田区北馬込一丁目32番17号 | 平成29年2月28日 | 地域密着型通所介護                  |
| 社会福祉法人広島常光福祉会 | デイサービスセンターげんき  | 広島市東区馬木四丁目2122番地の1 | 平成29年2月28日 | 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護 |

広島市告示（中区）第22号

平成29年2月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第23号

平成29年2月2日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第24号

平成29年2月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第25号

平成29年2月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示し

す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第26号

平成29年2月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第27号**

平成29年2月9日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第28号

平成29年2月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第29号**

平成29年2月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第30号

平成29年2月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第31号**

平成29年2月10日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第32号

平成29年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第33号**

平成29年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第34号

平成29年2月13日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第35号

平成29年2月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第36号

平成29年2月17日

西新天地自転車等駐車場及び新白鳥駅A自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第37号

平成29年2月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第38号

平成29年2月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第39号

平成29年2月21日

西新天地自転車等駐車場、相生自転車等駐車場及び小町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第40号

平成29年2月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第41号

平成29年2月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第42号

平成29年2月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第43号

平成29年2月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第44号

平成29年2月23日

西新天地自転車等駐車場及び富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第45号

平成29年2月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第5号

平成29年2月3日

道路の区域を次のように決定するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月3日から同月17日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

(東区役所建設部維持管理課)

路線名	起終点	敷地の幅員	区域の延長
県道温品二葉の里線 (広島高速5号線)	広島市東区矢賀五丁目5番9地先から 広島市東区温品一丁目1番2地先まで	11.0m ~ 15.0m	212.29m

広島市告示(東区)第6号

平成29年2月16日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第8号
- 2 指定年月日 平成29年2月16日
- 3 道路の位置 広島市東区中山上一丁目1180番4の一部、1181番6、1183番2の一部、1181番5、1181番4の一部、東3区28号線及び1180番4地先里道(東3区45号)
- 4 幅員 4.5~4.73メートル
- 5 延長 32.27メートル

広島市告示(東区)第7号

平成29年2月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第8号

平成29年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(南区)第13号

平成29年2月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第14号

平成29年2月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第15号

平成29年2月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第16号

平成29年2月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第17号

平成29年2月9日

広島駅南口第三駐輪場B内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、2月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第18号

平成29年2月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第19号

平成29年2月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第20号

平成29年2月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第21号

平成29年2月21日

広島駅南口第二駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、2月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第22号

平成29年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第23号

平成29年2月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第24号

平成29年2月28日

天神川駅南駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、2月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(西区)第8号

平成29年2月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第9号

平成29年2月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第10号

平成29年2月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第11号

平成29年2月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第12号

平成29年2月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第13号

平成29年2月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第14号

平成29年2月27日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成29年2月27日
- 3 道路の位置 広島市西区己斐西町の2180番1の一部及び2180番2の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.15メートル
延長 29.27メートル

広島市告示(西区)第15号

平成29年2月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第9号

平成29年2月1日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年2月1日から同年2月15日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安佐南3区1139号里道	広島市安佐南区山本五丁目2番2地先から21番5地先まで

広島市告示(安佐南区)第10号

平成29年2月1日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第21号
- 2 指定年月日 平成29年2月1日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区八木七丁目1704番8の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 5.00m
延長 34.50m

広島市告示(安佐南区)第11号

平成29年2月2日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成29年2月2日から同年2月16日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	K3-E3-き-7-5-26号水路	安佐南区祇園七丁目270番5地先から270番1地先まで

広島市告示(安佐南区)第12号

平成29年2月2日
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定に基づき、コンサルティングタウン山本建築協定の認可の申請がありましたので、同法第71条第1項の規定により次のとおり協定書を縦覧します。

広島市長 松井 一 實

- 1 協定書 コンツェルトタウン山本建築協定
- 2 申請者住所氏名 広島市中区富士見町1番1号
株式会社アクティブ 代表取締役 石田 敬
- 3 建築協定区域 広島市安佐南区山本四丁目の446番4、446番5、463番3、464番2、465番1及び465番6
- 4 縦覧期間 平成29年2月3日から平成29年2月24日まで
- 5 縦覧場所 安佐南区役所農林建設部建築課（安佐南区役所4階）

広島市告示（安佐南区）第13号

平成29年2月2日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条の規定により、次のとおりコンサルティングタウン山本建築協定の公開による聴聞会を開催します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開催日時 平成29年2月28日（火） 午前10時00分
- 2 開催場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
安佐南区役所 1階 第二会議室
- 3 申請者住所氏名 広島市中区富士見町1番1号
株式会社アクティブ 代表取締役 石田 敬
- 4 建築協定区域 広島市安佐南区山本四丁目の446番4、446番5、463番3、464番2、465番1及び465番6
- 5 理 由 4に掲げる区域において建築協定を締結するため

広島市告示（安佐南区）第14号

平成29年2月2日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第22号
- 2 指定年月日 平成29年2月2日

- 3 道路の位置 広島市安佐南区大塚西三丁目の1066番21及び1974番2
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20～4.24m
延長 34.39m

広島市告示（安佐南区）第15号

平成29年2月6日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年2月6日から同年2月20日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安佐南3区438号里道	安佐南区東原二丁目321番4地先から323番地先まで

広島市告示（安佐南区）第16号

平成29年2月14日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年1月13日、同年1月20日、同年1月30日及び同年2月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第17号

平成29年2月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月27日から同年3月13日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南3区271号線	広島市安佐南区山本九丁目519番1地先から広島市安佐南区山本九丁目539番1地先まで	旧	2.00～6.50	59.00
			新	6.00～8.70	59.00

広島市告示（安佐南区）第18号

平成29年2月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月27日から同年3月13日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南3区271号線	広島市安佐南区山本九丁目519番1地先から 広島市安佐南区山本九丁目539番1地先まで	平成29年2月27日

~~~~~  
**広島市告示（安佐北区）第13号**

平成29年2月3日

次のとおり住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更する区域  
安佐北区亀山南一丁目の街区の一部
- 2 変更の内容  
別図のとおり。
- 3 変更年月日  
平成29年2月3日

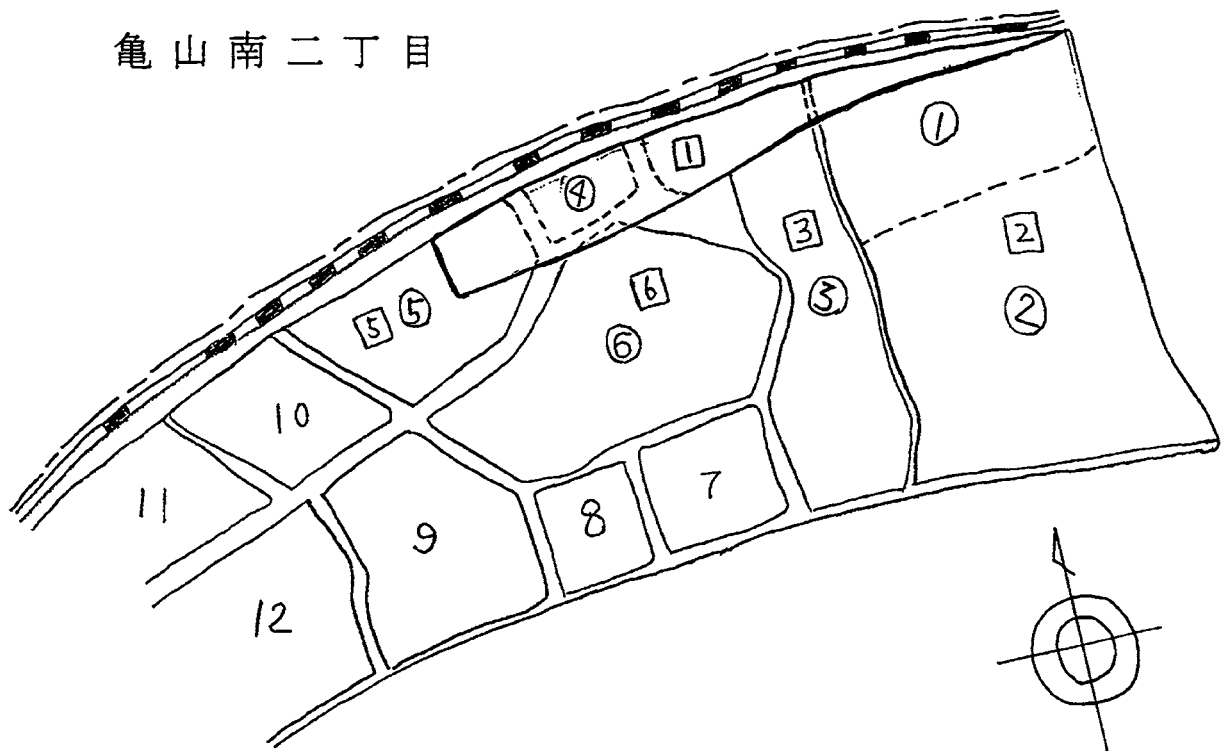
(別 図)

### 安佐北区亀山南一丁目街区の区域の変更図

平成29年2月3日実施

| 凡      | 例         |
|--------|-----------|
| -----  | 町 界       |
| 亀山南一丁目 | 町 名       |
| —————  | 街 区 界     |
| ■      | 新 街 区 界   |
| 1      | 街 区 符 号   |
| ①      | 新 街 区 符 号 |

亀山南二丁目



S=1:2500

広島市告示(安佐北区)第14号

平成29年2月10日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成21年11月9日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した戸石自治会(代表者 中村 宣義)について、次のとおり変更しましたので、同条第10項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

Table with 3 columns: Item, Old, New. Rows for Office, Representative Name, and Address.

広島市告示(安佐北区)第15号

平成29年2月20日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成14年8月7日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した山田自治会(代表者 中川 敏則)について、次のとおり変更しましたので、同条第10項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所、区域

2 変更の内容

Table with 3 columns: Item, Old, New. Rows for Office, Representative Name, and Area.

広島市告示(安佐北区)第16号

平成29年2月20日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋二区町内会(代表者 林 照二郎)について、次のとおり変更しましたので、同条第10項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

Table with 3 columns: Item, Old, New. Rows for Office and Representative Name/Address.

広島市告示(安佐北区)第17号

平成29年2月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示(安佐北区)第18号

平成29年2月23日

可部駅西口北側駐輪場、可部駅西口南側駐輪場、可部駅東口駐輪場、玖村駅駐輪場及び安芸矢口駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年2月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第19号

平成29年2月24日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成29年2月24日から同年3月10日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

Table with 3 columns: District, Line Name, Location (Start and End Points).

広島市告示(安芸区)第8号

平成29年2月2日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月2日から同月16日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名  | 変更区間                                                  | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長         |
|-------|------|-------------------------------------------------------|-----|-----------------------------|---------------|
| 一般県道  | 瀬野呉線 | 広島市安芸区上瀬野町字観音平2488番地1地先から<br>広島市安芸区上瀬野町字観音平2452番地地先まで | 旧   | メートル<br>7.40<br>～<br>9.10   | メートル<br>44.00 |
|       |      |                                                       | 新   | メートル<br>10.70<br>～<br>14.00 | メートル<br>44.00 |

広島市告示(安芸区)第9号

平成29年2月2日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月2日から同月16日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名  | 供用開始区間                                                | 供用開始の期日   |
|-------|------|-------------------------------------------------------|-----------|
| 一般県道  | 瀬野呉線 | 広島市安芸区上瀬野町字観音平2488番地1地先から<br>広島市安芸区上瀬野町字観音平2452番地地先まで | 平成29年2月2日 |

広島市告示(安芸区)第10号

平成29年2月2日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月2日から同月16日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                              | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|---------------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸4区159号線 | 広島市安芸区矢野東六丁目2654番地1地先から<br>広島市安芸区矢野東六丁目2653番地地先まで | 旧   | メートル<br>2.10<br>～<br>3.20 | メートル<br>15.20 |
|       |           |                                                   | 新   | メートル<br>2.10<br>～<br>5.40 | メートル<br>15.20 |

広島市告示(安芸区)第11号

平成29年2月2日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月2日から同月16日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                            | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|---------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安芸4区159号線 | 広島市安芸区矢野東六丁目2654番地1地先から<br>広島市安芸区矢野東六丁目2653番地地先まで | 平成29年2月2日 |

広島市告示(安芸区)第12号

平成29年2月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月7日から同年2月21日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                               | 旧新別 | 敷地の幅員                    | 敷地の延長        |
|-------|----------|----------------------------------------------------|-----|--------------------------|--------------|
| 主要地方道 | 下瀬野海田線   | 広島市安芸区畑賀町字上奥畑1273番1地先から<br>広島市安芸区畑賀町字上奥畑1275番1地先まで | 旧   | メートル<br>3.5<br>～<br>6.0  | メートル<br>46.3 |
|       |          |                                                    | 新   | メートル<br>6.0<br>～<br>9.5  | メートル<br>46.3 |
| 市道    | 安芸1区44号線 | 広島市安芸区畑賀町字上奥畑1276番2地先から<br>広島市安芸区畑賀町字下奥畑1023番1地先まで | 旧   | メートル<br>2.5<br>～<br>3.4  | メートル<br>71.4 |
|       |          |                                                    | 新   | メートル<br>4.0<br>～<br>11.7 | メートル<br>71.4 |

広島市告示(安芸区)第13号

平成29年2月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月7日から同年2月21日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-----|--------|---------|
|       |     |        |         |

|       |          |                                                    |           |
|-------|----------|----------------------------------------------------|-----------|
| 主要地方道 | 下瀬野海田線   | 広島市安芸区畑賀町字上奥畑1273番1地先から<br>広島市安芸区畑賀町字上奥畑1275番1地先まで | 平成29年2月7日 |
| 市道    | 安芸1区44号線 | 広島市安芸区畑賀町字上奥畑1276番2地先から<br>広島市安芸区畑賀町字下奥畑1023番1地先まで | 平成29年2月7日 |

広島市告示(安芸区)第14号

平成29年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第15号

平成29年2月13日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、2月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第16号

平成29年2月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月27日から3月13日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名    | 変更区間                                                 | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長         |
|-------|--------|------------------------------------------------------|-----|----------------------------|---------------|
| 主要地方道 | 東海田広島線 | 広島市安芸区畑賀町字樋掛田3218番地1地先から<br>広島市安芸区畑賀町字樋掛田3252番地3地先まで | 旧   | メートル<br>5.00<br>～<br>7.50  | メートル<br>56.00 |
|       |        |                                                      | 新   | メートル<br>5.40<br>～<br>10.80 | メートル<br>56.00 |

広島市告示(安芸区)第17号

平成29年2月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月27日から3月13日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名    | 供用開始区間                                               | 供用開始の期日    |
|-------|--------|------------------------------------------------------|------------|
| 主要地方道 | 東海田広島線 | 広島市安芸区畑賀町字樋掛田3218番地1地先から<br>広島市安芸区畑賀町字樋掛田3252番地3地先まで | 平成29年2月27日 |

広島市告示(佐伯区)第15号

平成29年2月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第16号

平成29年2月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第17号

平成29年2月8日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年2月8日から同月22日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|--------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 佐伯4区183号線 | 佐伯五日市二丁目210番地12地先から<br>佐伯区五日市二丁目210番地2地先まで | 旧   | メートル<br>4.50<br>～<br>4.50 | メートル<br>23.00 |
|       |           |                                            | 新   | メートル<br>6.00<br>～<br>6.00 | メートル<br>23.00 |

広島市告示(佐伯区)第18号



平成29年2月8日  
 道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。  
 その関係図面は、平成29年2月8日から同月22日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始                                        | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|---------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 佐伯4区183号線 | 佐伯区五日市二丁目210番地12地先から<br>佐伯区五日市二丁目210番地2地先まで | 平成29年2月8日 |

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第19号
 平成29年2月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第20号**  
 平成29年2月17日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年2月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第21号
 平成29年2月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第22号**  
 平成29年2月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第23号
 平成29年2月23日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年2月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

=====
公 告
 =====

公 告

平成29年2月2日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において読み替えて準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 事務所の所在地
広島市南区猿猴橋町6番26号
- 2 設立認可の年月日
平成24年8月1日
- 3 組合の名称
広島駅南口Cブロック市街地再開発組合
- 4 事業施行期間
平成24年8月1日から平成29年12月31日まで
- 5 事業計画の変更の認可の年月日
平成29年2月2日

=====
区 選 管 告 示
 =====

広島市中区選挙管理委員会告示第1号
 平成29年2月22日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成29年3月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村 信介

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
(ただし、縦覧期間のうち3月4日(土)及び同月5日(日)については、中区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第2号
平成29年2月22日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村 信介

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
(ただし、縦覧期間のうち3月4日(土)及び同月5日(日)については、中区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第1号
平成29年2月22日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成29年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀雅

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局
(縦覧期間のうち平成29年3月4日及び同月5日の2日間については、東区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、

毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第2号
平成29年2月22日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀雅

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局
(縦覧期間のうち平成29年3月4日及び同月5日の2日間については、東区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第1号
平成29年2月17日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成29年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第2号
平成29年2月17日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 大原貞夫

1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第1号

平成29年2月15日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成29年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 船木孝和

1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所内

広島市西区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第2号

平成29年2月15日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 船木孝和

1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所内

広島市西区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第1号

平成29年2月15日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成29年3月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部邦昭

1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第2号

平成29年2月15日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部邦昭

1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第3号

平成29年2月15日

昭和55年広島市安佐南区選挙管理委員会告示第17号による安佐南区の投票区の設置の告示中表の一部を、別紙のとおり変更します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部邦昭

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第1号

平成29年2月16日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成29年3月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大本和則

1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内

広島市安佐北区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間
午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第2号

平成29年2月16日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大本和則

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間
午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第1号

平成29年2月17日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成29年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
（縦覧期間のうち平成29年3月4日（土）及び同月5日（日）については、安芸区役所市民部市民課休日受付窓口）
- 2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第2号

平成29年2月17日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号

広島市安芸区役所内

広島市安芸区選挙管理委員会事務局

（縦覧期間のうち平成29年3月4日（土）及び同月5日（日）については、安芸区役所市民部市民課休日受付窓口）

- 2 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第1号

平成29年2月15日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成29年3月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

- 1 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで
- 2 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局

（3月4日（土）及び同月5日（日）については佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口）

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第2号

平成29年2月15日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成29年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

- 1 期間等 平成29年3月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで
- 2 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局

（3月4日（土）及び同月5日（日）については佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口）

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第2号

平成29年2月2日

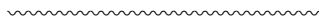
広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

- 1 日時 平成29年2月9日（木） 午後1時30分
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題

【非公開予定議題】

- (1) 教職員の人事について（議案）



広島市教育委員会告示第3号

平成29年2月28日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

- 1 日時 平成29年3月7日（火） 午後1時30分
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題

【非公開予定議題】

- (1) 訴訟について（報告）
- (2) 事務局職員の人事について（代決報告、議案）
- (3) 教職員の人事について（議案）

【公開予定議題】

- (4) 平成28年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」結果について（報告）
- (5) 広島市教育委員会規則の一部改正について（議案）

※ 今回は、非公開予定議題から審議する予定です。非公開予定議題の審議は、概ね2時間30分程度要する見込みですので、公開予定議題の審議を開始する時刻は、午後4時頃とな

（別紙）

平成28年度監査の結果に対する措置事項の公表
（健康福祉局）

- 1 監査結果公表年月日
平成28年5月30日（広島市監査公表第10号）
- 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日
平成29年1月27日（広健第48号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

る見込みです。

なお、当該時刻は、当日の審議の進行状況で変わる場合があります。

監査公表

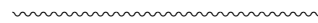
広島市監査公表第2号

平成29年2月3日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 米津欣子
同 八軒幹夫

平成28年度包括外部監査人の監査結果に関する報告の公表

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人福田浩から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。
次のとおり 略



広島市監査公表第3号

平成29年2月9日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 米津欣子
同 八軒幹夫

監査の結果（指摘事項）に対する措置事項の公表

地方自治法第199条第12項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

災害援護資金貸付金の「財産に関する調書」への記載漏れについて
（所管課：健康福祉局健康福祉企画課）

監査の結果	措置の内容
<p>法定の決算資料である「財産に関する調書」における債権の項目には、翌年度以降に支払期限が到来する債権を記載することとなっている。この「財産に関する調書」における債権の項目は、債権管理事務の総括を行っている財政局管財課からの依頼に基づき、各債権の所管課が提出した債権管理通知書をもとに作成されている。</p> <p>しかしながら、健康福祉局健康福祉企画課が所管する災害援護資金貸付金については、平成26年8月20日の豪雨災害に伴う</p>	<p>監査の結果にある平成26年度決算の「財産に関する調書」への記載漏れについては、関係課と協議の上、平成27年度決算の「財産に関する調書」において、債権の項目に災害援護資金貸付金の区分を設けた上で、「決算年度中増減額」欄に、平成27年度中の繰上償還分を差し引いた4,108万8,000円を記載するとともに、平成26年度決算において記載すべきであった貸付金に係る訂正分である旨を注記することにより是正措置を講じた。</p>

平成26年度中の新規貸付分4,387万8,133円が、翌年度以降に支払期限が到来する債権として、平成26年度決算の「財産に関する調書」における債権の項目に記載されるべきところ、記載されていなかった。

これは、健康福祉局健康福祉企画課において、財政局管財課からの依頼文に添付されているチェックリストを活用したチェックを怠ったため、債権管理通知書の提出が漏れていたことによるものである。

については、関係課と協議の上是正措置を講じられるとともに、決算関係資料など重要な書類の提出漏れが生じないよう内部統制の観点からチェック体制等を整備し、適正な事務の執行に努められたい。

併せて、今後このようなことのないよう、予算・決算資料等の法定の調書作成のための照会に対する提出漏れや提出内容の誤りを事務処理上起こり得るリスクとして新たに取り上げて、全ての照会・依頼文書について当課の複数の職員によるチェックを行うことや事務処理管理表の作成によって課内の複数の職員による進行管理を行うことなどを実施している。

なお、他の課においても決算関係資料等重要な書類の提出漏れが生じないよう、債権管理の総括を担当する財政局管財課において、歳出決算見込みのデータの中から抽出する貸付金と前年度分の「財産に関する調書」に記載された貸付金を照合して新規発生分の貸付金の記載漏れを防ぐとともに、事務管理を担当する企画総務局法務課において、事務処理管理台帳等による事務処理の経過の把握とこれによる遅延の発見と対処を主な内容とする「事務処理に当たっての進行管理要領」を昨年4月に定め、これに基づき事務の点検を行うよう全庁に対し徹底を図った。